

公衆衛生系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

2020（令和2）年4月

帝京大学大学院

公衆衛生学研究科 公衆衛生学専攻

目 次

序 章	2
1 使命・目的	3
項目 1：目的の設定及び適切性	3
2 教育内容・方法・成果	9
項目 3：教育課程の編成	9
項目 4：単位の認定、課程の修了等	16
項目 5：履修指導、学習相談	19
項目 6：授業の方法等	20
項目 7：授業計画、シラバス	23
項目 8：成績評価	25
項目 9：改善のための組織的な研修等	27
項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育成果の評価の活用	30
3 教員・教員組織	33
項目 11：専任教員数、構成等	33
項目 12：教員の募集・任免・昇格	38
項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価	39
4 学生の受け入れ	42
項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理	42
5 学生支援	47
項目 15：学生支援	47
項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備	54
項目 17：図書資料等の整備	57
項目 18：専任教員の教育研究環境の整備	59
7 管理運営	62
項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携	62
項目 20：事務組織	66
8 点検・評価、情報公開	69
項目 21：自己点検・評価	69
項目 22：情報公開	75
終 章	78

序 章

帝京大学大学院公衆衛生学研究科は、「患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する」ことを目的として、2011（平成 23）年 4 月に医学部・大学院医学研究科とは独立した日本で初めての公衆衛生系専門職大学院として帝京大学内に開設された。なお、2014（平成 26）年 4 月には本研究科内に博士後期課程も開設して、公衆衛生学におけるより高度な教育・研究体制を確立した。

本研究科では、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価を受けるべく、文部科学大臣より公衆衛生系専門職大学院の評価機関として認証されている「公益財団法人大学基準協会」に 2015（平成 27）年度の公衆衛生系専門職大学院認証評価の受審申請を行い、2020（令和 2）年は 2 回目の受審となる。

前回の認証評価の受審に先だって、既に本研究科内に「自己点検・評価委員会」を組織しており、さらに、2018（平成 30）年度からは、日本国内外の公衆衛生専門家の協力を仰ぎ、教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）も設置した。

本報告書は、認証評価を受けるにあたって、8 つの大項目に沿って、「大学院公衆衛生学研究科自己点検・評価委員会」が、2014（平成 26）年 6 月より 2019（令和元）年 5 月までの本研究科の教育研究活動及び管理体制について、現状の説明、自己点検・評価、将来への取組みをまとめたものである。

2020（令和 2）年 4 月

帝京大学大学院公衆衛生学研究科
自己点検・評価委員会

本章

1 使命・目的

項目1：目的の設定及び適切性

公衆衛生とは、ひとびとの健康と生活の質の維持・向上を目指した、理論と実践を伴う組織的活動である。そして、公衆衛生系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、国内外の行政機関・保健医療や福祉、環境に関する諸機関・教育研究機関・民間組織等において求められる公衆衛生課題の解決に貢献する専門的知識・技能を身につけ、さらには広い見識と高い職業倫理観をもった人材を養成することである。

公衆衛生課題の解決には、専門的知識・技能の習得は必須であるが、それだけでは十分ではない。必要とされる専門的知識・技能を使いこなし、課題解決に導く資質・能力（competency）も不可欠である。その資質・能力とは、人間性と論理性を基盤とし、コミュニケーション能力・マネジメント能力・多様性への寛容・公共に資する職業倫理観、そして課題解決に向けて動きを興す能力（advocacy）などである。さらに今日の公衆衛生課題の広域化・多様化に鑑み、グローバルな視点も必要である。これらの資質・能力の涵養を支援することも公衆衛生系専門職大学院に求められる。

公衆衛生が多面的・広範な領域に及ぶことから、どのような人材を輩出するかによって、必須となる教育課程にはおのずから幅がある。各公衆衛生系専門職大学院では、上述の基本的な使命の下、当該専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に合った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定める必要がある。また、固有の目的には、各公衆衛生系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。さらに、各公衆衛生系専門職大学院はその固有の目的を実現するためのビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが望ましい。

<評価の視点>

1-1：公衆衛生系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に合ったものとする。〔「専門院」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

1-5：固有の目的を実現するためのビジョン及び戦略があるか。〔A群〕

<現状の説明>

（評価の視点 1-1、1-3）

帝京大学大学院公衆衛生学研究科（以下「本研究科」という）は、2011（平成 23）年度に帝京大学（以下「本学」という）内に独立した大学院組織として設置された研究科であり、本研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程（以下「本専門職学位課程」という）は、専門職大学院設置基準に基づく専門職学位課程である。

本専門職学位課程は、専門職大学院第2条1項「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」に基づき、（表 A）の通り研究科の固有の目的を定めている。

表 A 公衆衛生学研究科の目的（大学院学則第 7 条別表 3）

公衆衛生学研究科は、建学の精神に則り、人々の命を守り健康を増進させるとともに、健全な保健医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上、健康を維持する社会づくりに寄与する。そのために、様々な公衆衛生上の課題に対して指導的立場で科学的判断に基づく問題解決ができる高度専門職業人を養成する。また保健医療活動に代表される、人々の生命を守る活動を統括指導できる高度な実践能力とリーダーシップを併せ持つ公衆衛生の上級管理者・上級指導者の養成を目的とする。このような公衆衛生の人材育成を通じた社会貢献を行うことが研究科の教育目的である。

これは、「努力をすべての基とし偏見を排し、幅広い知識を身につけ、国際的視野に立って判断ができ、実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」という本学の建学の精神を具現化したものである。

上記の本専門職学位課程の目的は、本研究科博士後期課程の目的と共に、「帝京大学大学院学則」（以下「本大学院学則」という）第 7 条別表 3 に明文化されている。

（評価の視点 1・2）

本大学院学則に明文化されている本研究科の固有の目的（表 A）は、専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と適合したものである。

本専門職学位課程の人材養成の目的は、一言でいうと、公衆衛生の専門知識・スキルと公衆衛生マインドを身につけ、公衆衛生現場で発生する諸課題に対して問題解決を実践する高度専門職業人を養成することになるが、具体的な職種別の人材像を示すと、（表 B）の通りである。

表 B 職種別の主な人材養成像

【コメディカル部門の管理者】

医療専門分野の視点に加えて、医療・保健の分野を全体的に俯瞰しながら管理できる知識・技能を修得する。

【臨床試験統括責任医師】

臨床試験研究を実施する上で、それに必要な疫学・生物統計学の知識・技能を修得し、実務家として実施可能なレベルでの臨床試験計画書を作成し評価する能力を修得する。

【臨床試験看護師】

臨床試験研究を実施する上で、それに必要な疫学・生物統計学の知識・技能を修得し、試験統括医師が行う臨床試験計画書作成を支援すると同時に、円滑な試験実施のための同意説明や倫理規定を理解し管理業務の推進を図れるコーディネート能力を修得する。

【生物統計専門家】

生物統計学の実践的知識・技術は勿論のこと、国内の規制や管理体制の知識を修得しているこ

とに加えて多国間での治験や臨床試験に対応できるレベルに到達する。

【国際保健の専門家】

国際保健の現状や保健医療制度を理解することに加えて、途上国等の国際保健の現場において、全体的な視野で問題を調査・分析し意思決定するために不可欠となる科学的判断力、マネジメント能力とコミュニケーション技能を修得する。さらに国際保健の実務家として根本を成す多様な価値観、職業倫理や公共哲学の考え方を身につける。

【専門知識・能力を持った行政職員】

公正と効率が重視される国内外の行政機関において、自ら情報を収集・解析し、科学的な検討に基づく施策を立案するとともに、その施策を利害関係者と調整する中で実現につなげる能力を身につける。

【非政府組織・非営利団体等職員】

公衆衛生の問題に取り組むため、情報を収集・吟味し、科学的根拠を挙げて問題解決に取り組み、現場に適用可能なプロジェクトを計画準備・実行・評価する技能を身につける。また、住民から国家レベルにいたるまでの各利害関係者とのコミュニケーション能力を養う。

(評価の視点 1-4)

帝京大学の建学の精神に則った本研究科の目的は、「実学」「国際性」を重んじ、そして幅広い知識を意味する「開放性」を重要視している。

また、科学的研究だけを行うにとどまらず、公衆衛生の専門職の知識と技能、さらにはコンピテンシー（能力・資質）を活かして、実際に組織や社会を動かして公衆衛生の達成に努め続ける人材、社会における公衆衛生課題の解決を目指すリーダーすなわち **Change agent** の育成を行うことが、本研究科の特色である。

(評価の視点 1-5)

本研究科では、固有の目的を実現するためのビジョンと戦略として、以下の「ミッション、ビジョン、バリュー、ゴール」ならびに「教育方針」を掲げ、これを教職員で共有し教育現場における指針としている。

(1) ミッション

社会における公衆衛生課題の解決を目指すリーダー（**Change agent**）を養成する教育と、実践に結びつく科学的研究を通じて、健康でより良い社会をつくり、いのちとくらしを衛ります。

(2) ビジョン

- ・ 公衆衛生専門職教育のフロンランナーとして、科学と実践を結ぶ問題解決能力と研究能力を養い、より健康な社会づくりを目指すリーダーを育成する場であり続けます。
- ・ 公衆衛生の専門職教育と連携し、公衆衛生課題の解決に結びつく研究に基づいてより健康で良い社会に変えます。

(3) バリュー

自発的に、実践的に、多様に、革新的に、科学的に、国際的に、公衆衛生活動を共に。

(4) ゴール

- ・ 公衆衛生課題の解決に資する実践的・科学研究を国内外で実施し、その成果をもとにより健康な社会の実現に努めます。
- ・ 日本とアジアの公衆衛生大学院における専門職教育改革を推進するため、高い資質と能力を備えた専門家を世に送る専門職大学院の実践的な教育方法の開発と実施に努めます。
- ・ 日本国内外でおこる公衆衛生の現在あるいは将来の課題に取り組むよう、地域や産業界などとも連携し、地域社会（コミュニティ）での公衆衛生に貢献する活動を行います。

教育指針

以下の3つの柱を明確にし、それを忠実に実践する。

- ① 公衆衛生の基本5領域の知識と技能を身につけることは、単なる知識の習得に留まらず、5領域の知識・技能を十分に活用して実際に課題を解決できる人材の育成を目指すことである。
- ② 問題解決型アプローチとは、公衆衛生の基本5領域の知識と技能を活用して公衆衛生活動に携わり、実際に現場で発生する課題を解決するための道りである。したがって、科学研究を終えるだけでなく、その研究成果である科学的根拠に基づいた対策を、多様な関係者と講じることを念頭に置く。
- ③ コンピテンシー基盤型教育を導入し、帝京大学本体の教育方針でもある実学の実践を行い、社会における公衆衛生課題の解決を目指すリーダー（Change agent）を養成するため公衆衛生マインドと能力・資質を伸ばす教育を行う。

こうした3つの特徴ある教育の柱を徹底して実践すること、そして、社会の課題に根差した研究を通じて、ひとびとの健康と生活をまもる公衆衛生マインドを備え、実際に **Change agent** となる人材育成を目指している。それが本研究科の固有の目的に即した、教育に関する高度専門家養成の戦略である。

なお、本研究科の目標達成のための戦略は、大学の中長期計画などにも合致するものである。こうした戦略作りにおいては、研究科の教員全員が **Faculty Development (FD)**（以下「FD」という）を通じて意見を交わし、社会（行政機関や産業界等）からの意見を参考にしている。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-1：「2019年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-1～7頁）
- ・ 添付資料 2-4：「帝京大学大学院学則」（第7条）
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/
- ・ 帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/index.html>

項目 2：目的の周知

各公衆衛生系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

＜評価の視点＞

1-6：ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにしていること。（「学教法施規」第172条の2第1項）〔L群〕

1-7：教職員、学生等の学内構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 1-6）

本研究科の目的並びに本専門職学位課程の目的は、履修要項、パンフレット等の刊行物において明示している。

これらの情報や資料は全て、本研究科のホームページに掲載し、資料についてはダウンロードできるようにしており社会一般にも公表されている。

（評価の視点 1-7）

教職員に対しては、本研究科の履修要項や教員便覧の配付によって周知している。また、目的等の改定に際しては、「研究科委員会(教授会)」での審議やFDでも検討を行い、教員会議での報告を通して周知を図っている。

入学志願者に対しては、本研究科の入試説明会や個別の学校見学時において、本研究科のパンフレット等の資料で説明している。特に、入試説明会や学校見学時の教員による個別面談では、入試志願者個々のキャリアプランに応じて専門の教員が個別に説明を行っており、入試志願者は本専門職学位課程の目的の理解を深めている。

入学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、本研究科の目的、設置に至る経緯や現況についてパワーポイント等でのプレゼンテーションを実施しているほか、履修要項で説明を行っている。

＜根拠資料＞

- ・添付資料 1-2：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科パンフレット」日本語版
- ・添付資料 1-3：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科パンフレット」英語版
- ・添付資料 1-4：「帝京大学医療系大学院ガイドブック」（6 頁）
- ・添付資料 1-5：「帝京大学板橋キャンパス教員便覧 2019」（教育目的 20 頁）
- ・添付資料 2-1「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-1～7 頁）
- ・帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/
- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/index.html>

「1 使命・目的」の点検・評価

（1）検討及び改善が必要な点

社会の変化、社会からのニーズ、入学生の属性等に応じて、固有の目的、ミッション、ビジョン、バリュー、ゴール等を定期的に見直す必要がある。また、これらの目的等を広く社会に発信し、公衆衛生専門職大学院の社会的必要性と重要性の認知を高める必要がある。（評価の視点 1・5）

（2）改善のためのプラン

社会の動向、国内外の公衆衛生大学院間の議論（公衆衛生専門職大学院連絡協議会等）、修了生の進路や意識調査等を参考に、毎年度、FD を通じて見直しを行う。また、引き続き、ホームページ、募集要項等の媒体通じて、あるいは、教員が関連する行事等において広報する。（評価の視点 1・5）

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成

各公衆衛生系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公衆衛生系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定することが必要である。また、これらの方針は学生に周知を図ることが必要である。

各公衆衛生系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系的に教育課程を編成することが求められる。特に、疫学 (epidemiology)・生物統計学 (biostatistics)・環境健康科学 (environmental health sciences)・社会行動科学 (social behavioral sciences)・健康政策管理学 (health services administration) の5領域を基本専門領域とし、系統的教育科目としてそれぞれ準備することが求められる。また、国際的に認められる学位 (Master of Public Health など) : 日本語該当学位名称としては公衆衛生学修士 (専門職)、社会健康医学修士 (専門職) など) の学位授与にあたっては、その教育課程において上記の基本専門領域をすべて包括することが求められる。一方、公衆衛生活動のより限定的な領域における専門職学位 (Master of Healthcare Administration : 医療経営・管理学修士 (専門職)、Master of Occupational Health : 産業保健学修士 (専門職) など) の授与においては、これら基本5領域を包括しつつも各公衆衛生系専門職大学院の固有の目的に沿って、それらの領域の中から重点的に取り上げることも許容される。

いずれの場合も、公衆衛生系専門職としての資質・能力の涵養を支援する教育内容が適切に含まれていることが求められる。

さらに、固有の目的に即して、広い見識と高い職業倫理観を涵養する観点、今日の公衆衛生課題の広域化・多様化に鑑みてグローバルな視点を涵養する観点から編成すること、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即した特色ある授業科目を配置することが望ましい。

＜評価の視点＞

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。〔「専門院」第6条〕〔F群、L群〕

(1) 公衆衛生系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命、すなわち、国内外の行政機関・保健医療や福祉、環境に関する諸機関・教育研究機関・民間組織等において求められる公衆衛生課題の解決に貢献する専門的知識・技能を身につけ、さらには広い見識と高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。

(2) 公衆衛生系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。

(3) 今日の公衆衛生課題の広域化・多様化に鑑み、グローバルな視点を涵養する観点から編成していること。

(4) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。 〔F群〕
2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、（１）以外の者が過半数であること。（「専門院」第6条の2）〔L群〕 （１）学長又は当該公衆衛生系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員 （２）公衆衛生系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公衆衛生系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者 （３）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。） （４）当該公衆衛生系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該公衆衛生系専門職大学院の長が必要と認める者
2-5：公衆衛生系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。（「専門院」第6条第2項）〔L群〕
2-6：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。〔A群〕

<現状の説明>

（評価の視点 2-1）

専門職学位は、「本学大学院学則」及び「本学学位規程」に基づき、本研究科専門職学位課程を修了した者に授与される。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、履修要項に明文化されている。これら2つのポリシーが掲載された履修要項は、新年度に教職員と学生に配付される。4月に行われる新年度オリエンテーションで毎年確認して周知を図っている。本研究科の履修要項は本学ホームページにPDF版が掲載されており、公表されている。

本大学院学則に明文化されている本研究科の目的（表A）を実現するため、本専門職学位課程では、以下のディプロマ・マポリシー（学位授与に関する方針）を定めている（表C）。

本学が掲げる本専門職学位課程の目的及びディプロマ・ポリシーは、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」（専門職大学院設置基準第2条第1項）という専門職大学院制度の目的に整合したものである。

表C ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

公衆衛生学研究科専門職学位課程は、国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して専門領域ごとに指導的立場で問題解決ができる高度専門職業人の養成を目指している。従って、高度専門職業人養成という観点から以下のような能力を身につけ、かつ2年コースの場合は2年以上、1年コースの場合は1年以上在学し、課題研究報告書の審査に合格し、所定の単位を修めた者に対して学位を授与する。

1. 公衆衛生の 5 つのコア領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、保健政策・医療管理学、産業環境保健学）の基本的内容を理解している。
2. 環境・社会との関わりから健康事象を理解し、健康問題に包括的な視点をもって対処できる専門的知識・技術・態度を習得する。特に今日の医学・医療や人々の健康を取り巻く状況の変化を理解し、実際の現場で対処できる専門的な技術と指導力を有している。
3. 集団を対象とした健康事象の把握手法、および因果関係推定の技法であり、根拠に基づく医療（EBM：Evidence Based Medicine）に必須である疫学を修得することにより、科学的根拠に基づく医療や公衆衛生活動を実践できる専門的な技術と指導力がある。
4. 予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを体系的に理解し、それを公衆衛生の実践に適用できる専門的な技術と指導力を有している。
5. 身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた人々の立場を理解したうえで、予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを体系的に把握し、それを公衆衛生の実践に適用できる専門的な技術と指導力がある。
6. 対象となる活動の場が国内外の如何を問わず、公衆衛生の課題についてグローバルな視点を備えて事象の理解ができる。
7. 研究科で定めた専門職学位課程に必要なコンピテンシー（別記）を備えている。

（評価の視点 2-2）

評価の視点 2-1 で述べた学位授与方針と教育課程の編成・実施方針に基づき、本学では以下のとおりに教育課程を体系的に編成している。

（1）5 つの基本専門領域、問題解決型アプローチ、コンピテンシー基盤型教育について

公衆衛生課題の解決に貢献する専門的知識・技能を身につけるため、大学基準協会の公衆衛生学系専門職大学院基準で求めている公衆衛生の 5 つの基本専門領域、すなわち「疫学（epidemiology）・生物統計学（biostatistics）・環境健康科学（environmental health sciences）・社会行動科学（social behavioral sciences）・健康政策管理学（health services administration）」について体系的なカリキュラムを編成している。この 5 領域を本研究科ではそれぞれ「疫学」、「生物統計学」、「産業環境保健学」、「社会行動科学」、「保健政策・医療管理学」と呼び、各 5 領域の基礎科目を必修にしている。そのうえで、発展的な学習内容や実務的技能を身につけるため、各 5 領域に演習や実習を設置して選択科目とし、修了後の実務で役立つ公衆衛生の体系的教育を実践している。また、「公衆衛生倫理学」も必修に指定している。

講義は、専門職大学院の教育として実際の公衆衛生課題の解決に貢献することを目指し、一方的な座学ではなく、ディスカッションやグループワーク、ケースメソッド演習などを導入して理論と実務の架橋を行うべく、教育方法にも工夫を行っている。

公衆衛生の専門知識・技能を総合的に実践力に発展させるため、在学期間を通じて行う課題研究では、「問題解決型アプローチ」に則った調査研究とその成果報告を行っている。この問題解決型アプローチでは、まずは公衆衛生の問題を認知・発見し、それを疫学研究や政策科学や医療経済などの手法を用いて科学的に検証する。そのうえで科学的根拠をもとに、いかに関係者らを動かして対策案を講じるかという点まで発展的に検討し、公衆衛生の課題解決に貢献するための実践的な訓練を行っている。

広い見識と高い職業倫理観を持った人材の養成に関して、本学では大学本体の建学の精神にあるとおり、「実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする（抜粋）」をもとに、開学当初からその精神にかなった人材養成を心がけて教育内容を編成してきた。現在は、2014（平成 26）年から導入したコンピテンシー基盤型教育に基づき、知識や技術の獲得のみならず、公衆衛生の専門家として優れた資質を有する人材の養成に取り組んでいる。本学における専門職学位取得者のコンピテンシーの大項目は、「コミュニケーションと情報科学」、「多様性と文化」、「リーダーシップ」、「医学・生物学的基礎」、「専門家としての職業意識」、「計画策定」、「システム思考」、「国際通用性」の 8 項目であり、広い見識と共に、高い職業倫理観を持った人材を養成するための教育を実践している。こうした教育を実践する具体的な科目は、課題研究であり、総合的な科目として在学期間を通じて教育される。また、演習や実習、インターンシップを通じたコンピテンシーの醸成により職業倫理観を涵養する。また、基礎的な科目についても、小グループでの能動的な講義やグループワークを通じて職業倫理観の高い人材が養成できるように科目を編成している。

（2）科目の編成について

本研究科の専門職学位課程は合計 49 科目を有し、このうち 7 科目は基本的内容の必修科目、残りの 41 科目が発展的で実践的な選択科目、そして 1 科目が在学期間を通して行う実践的な課題研究である。

公衆衛生の基本 5 領域について、それぞれ必修の基本科目を設けている。具体的には、「基礎疫学（4 単位）」、「基礎生物統計学（4 単位）」、「健康行動科学概論（2 単位）」、「産業環境保健学概論（1 単位）」、「保健政策・医療管理学概論（1 単位）」であり、合計 12 単位を必ず取得する。そして全ての領域に共通する科目として「公衆衛生倫理学（1 単位）」と「医学基礎・臨床医学入門（2 単位）」の 2 科目を必修科目として配置している。

選択科目は 41 科目あり、必修科目で学んだことを発展的に学ぶ内容や、演習や実習を通じて実践力を鍛えるカリキュラムになっている。この選択科目の中では事例を用いたディスカッションなどを行うことがある。さらに、在学期間を通じて行う「課題研究（6 単位）」は、必修・選択科目で学んだ知識・技能を総合的に活用すると共に、問題解決能力、コンピテンシーの涵養を目指した科目である。

以上のとおり人材養成の段階に応じた科目配置をすることで、公衆衛生の基本的科目の体系的な学習を行い、かつ、学生の希望に応じて発展的で実践的な科目選択が可能となっている。

（3）国際性について

帝京大学では教育指針のひとつに「国際性」を掲げており、グローバルな視点の涵養を重要視してきた。また、本学が掲げる MPH 取得者のコンピテンシーには国際通用性を大項目のひとつとし、自らの課題をグローバルな視点で語ることが教育に取り入れている。現在は海外提携校との長年にわたる交流を活かして、本研究科でも特徴的な教育を編成している。

具体的には、米国のハーバード大学との連携のもとに開学当初から行ってきた特別講義が代表的な教育である。この特別講義は、世界でも著名な教授陣を公衆衛生の基本 5 領域から 1 名ずつハーバード大学から招いて行う（一部は同じく提携校である英国のオックスフォード大学、ケンブリッジ大学、ダラム大学との連携）集中講義である。定評のある最先端の知識や教育講義に触れる経験になっており、学生は各授業を冬期（w 学期）の選択科目として単位を取得できる。

2017（平成 29）年からは国際サマースクールとして全編英語での講義を夏期（s 学期）に 2 科目開講した。これも選択科目として単位を取得できる。2 科目ともフィールド訪問やグループワークを取り入れるなど、アクティブラーニングを取り入れている。

現在、この夏と冬の特別講義には、アジアを中心に各国の学術提携校の学生も定期的に参加している。たとえば、中国の北京大学、ハルビン医科大学、台湾の台北医学大学、義守大学、タイのチュラロンコン大学、マヒドン大学、フィリピンのフィリピン大学マニラ校、インドネシアのアトマ・ジャヤ大学などであり、米国からはサマースクールのために南カリフォルニア大学の学生が訪れる。各国参加者の発言や小グループディスカッションでの議論などを得て、グローバルな視座を持った人材の育成に努めている。

（4）課題研究について

学生による履修が系統的・段階的に行われるよう、公衆衛生の 5 領域に関して基礎科目を必修としている。本研究科には、(2) に示したように必修の基本 7 科目がある。加えて、講義や演習・実習を通じて発展的に学ぼう、選択可能な 41 科目を用意している。さらに、培った知識の総合力として、課題研究（1 科目）を必修としている。課題研究の到達目標は、講義・演習科目を通じて学んだ知識の体系化を図ることである。すなわち、各人材養成像に沿ったコースワークの後半期間を用いて、より専門的・実務的な研究課題として取組み、学んだ知識を実践の場に還元できる能力を身につける。この高度専門職業人に資する実務適応能力を養うためには、プラクティカルな要素が有効であると考え、課題研究の期間内に学習手段の一つとして、短期間の現場実習、現場見学、専門家（指導教員）との協働、フィールドワーク、シミュレーションワーク等を含めている。

なお、学生が履修届を提出する際は、各学生の担当教員であるアカデミックアドバイザーによる確認が必要であり、学生による履修が系統的で段階的に行われるように教員が指導している。

（評価の視点 2・3）

- ・ 社会からの要請については、公衆衛生が社会における人々の健康を守る分野であることをふまえ、各教員の講義において、毎年社会の動向に即した授業内容の更新を行っている。開講科目のうち、実習や演習では実際の公衆衛生活動の現場に赴き、社会で必要な課題解決について実際の場で考える機会を設けている。また、実務家教員を配し、そして客員教員や非常勤講師は広く公衆衛生の実践活動を行う専門家を招いており、現場での経験に基づく社会からの要請の声を反映した講義・演習が行われている。
- ・ 学術の発展動向については、各科目責任者が専門的な学術的視点から毎年シラバスを見直し、新しく取り入れるべき講義内容を吟味しながら教育編成を行っている。
- ・ 学生の多様なニーズについては、学生のバックグラウンドが多岐にわたるため、基本的な科目や必修科目については初学者でもわかりやすく学べる配慮を行っている。また、年 2 回は在校生対象の「教育（カリキュラム）評価アンケート」を行い、修了時にも在学期間全体に関する「修了生アンケート」を実施している。両方のアンケートでは本研究科の教育の改善点を尋ねており、結果は教員の FD の時間に取り上げて検討する。必要だと判断された場合には、次年度の改善につなげるよう教育の編成に配慮している。

(評価の視点 2-4)

本研究科を円滑に運営するために学内外の支援委員会として「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会（以下、「アドバイザーボード」という）」を設置した。アドバイザーボードでは、本研究科専門職学位課程における教育課程の編成方針やコンピテンシー基盤型教育を、産業界等との連携により円滑かつ効果的に実施することを目的とする。委員は本研究科 2 名の教授をはじめ、公衆衛生系分野からはハーバード大学公衆衛生大学院の教授 1 名、地域の事業者から施設長 1 名、本学医学部附属病院から教授 1 名の計 5 名で組織される。初回の協議会は 2020 年 1 月に開催された。

(評価の視点 2-5)

アドバイザーボードの準備として、2018（平成 30）年度は、帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育改善等に関する意見交換会を行った（2019 年 1 月）。参加した外部の委員は、米国の公衆衛生大学院教授 1 名、日本の他大学教授で国際保健の実務経験者 1 名、本研究科修了生の製薬企業勤務者 1 名らであった。本学の教育カリキュラムや方針、修了生の進路、学外との連携、国際展開などについて検討した。

アドバイザーボードを 2019 年（令和元）度に正式に発足させ、2020（令和 2）年 1 月に開催した。今回のアドバイザーボードで議論された内容のうち、入学試験に関する定員数、そして海外からの留学生受入については、次年度以降の検討事項となっている。留学生については、現状では必修科目で日本語を要することから本格的な受入はできないが、夏期（s 学期）と冬期（w 学期）の英語による集中講義などで継続して留学生を短期で受け入れるよう次年度以降も教育課程編成に取り入れることにした。今後も継続して協議会を開催して、外部委員の意見も取り入れた教育課程編成に努める。

(評価の視点 2-6)

（表 A）で述べた本研究科の目的に即して、実践力や問題解決能力を向上させる実習や演習科目があり、講義でも教育手法に工夫を行っている。また、実際の公衆衛生活動を行う現場（国際機関、行政機関、NGO、企業・団体等）において一定期間実習を行うインターンシップ科目も設けている。このように本研究科では、学生が学外で公衆衛生の実践力を養うことを推奨している。

課題研究は総合力を養う科目ととらえられており、必修として課されている。本研究科で学んだ公衆衛生の基本 5 領域の知識・技能と、問題解決型アプローチに則り、自らが解決したいと考える課題を取り上げて多くはフィールド調査研究を行う。そしてその結果をもとにして、いかに課題を解決するのか、多様な関係者に関するステークホルダー分析を行い、代替案を提案するなど、実践に応用しうるのが特色である。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-1～7、9～17 頁）
- ・添付資料 2-2：「2019 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス」
「http://www.med.teikyo-u.ac.jp/graduate_school_syllabus/」
- ・添付資料 2-4：「帝京大学大学院学則」（第 42 条）
- ・添付資料 2-5：「帝京大学学位規程」

- ・添付資料 2-16 : 「板橋キャンパス大学院修了生アンケート」
- ・添付資料 2-17 : 「公衆衛生学研究科修了生アンケート」
- ・添付資料 2-19 : 「教育（カリキュラム）評価アンケート」
- ・添付資料 2-20 : 「ハーバード特別講義 2020 チラシ」
- ・添付資料 2-21 : 「帝京国際サマースクール 2019 チラシ」
- ・添付資料 8-3 : 「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会（アドバイザーボード）
規程」
- ・添付資料 8-4 : 「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会（アドバイザーボード）
名簿」

項目 4：単位の認定、課程の修了等

各公衆衛生系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公衆衛生系分野の特性や教育内容に合致する名称を付することが求められる。

＜評価の視点＞

2-7：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L群〕

2-8：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門院」第12条）〔L群〕

2-9：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門院」第13条、第14条）〔F群、L群〕

2-10：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門院」第2条第2項、第3条、第15条）〔L群〕

2-11：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第10条第2項）〔L群〕

2-12：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門院」第16条）〔L群〕

2-13：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕

2-14：授与する学位には、公衆衛生系分野の特性や当該公衆衛生系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F群、L群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 2-7）

本研究科の授業科目の特徴は、公衆衛生の専門職大学院に求められる基本5領域を基本とし、各5領域について必修科目、選択科目としての講義、実習、演習、分野の垣根を越えた共通科目やインターンシップ、学びの集大成でもある課題研究などを提供している。開講科目のすべてで問題解決型アプローチとコンピテンシー基盤型教育を実践するように2019（令和元）年度は全49科目で構成されており、シラバスに示す通りである。

体系的かつ段階的な学習のため、1年を4学期に分けて前期前半（a学期）、前期後半（b学期）、後期前半（c学期）、後期後半（d学期）としている。また、前期と後期の間に、夏期（s学期）と冬期（w学期）がある。特に、夏期（s学期）には各種実習と英語による2つの講義を行っている。冬期（w学期）は主にハーバード大学等の客員教授による特別講義が開講されている。

本研究科では、大学設置基準第21条の単位に関する規定に基づき、講義及び演習は15時間～30時間をもって1単位、実習は30時間～45時間をもって1単位としている。

カリキュラムには夏期や冬期に実施される長期の実習も含まれるため、学習時間は年間を通じて分散できるような配慮がなされており、教室外での準備学習や復習を含めた学習時間を考慮したカリキュラムを編成している。なお、各科目における事前準備学習については、教育要項の授業計画（シラバス）に明記している。また、共通科目及び必修科目・選択必修科目はすべて前期に開講されており、基本をまずはしっかり学ぶような教育的配慮がなされている。

（評価の視点 2-8）

本研究科では、専門職大学院設置基準第 12 条に基づき、適切な授業科目履修のために履修科目の登録の上限を設けている。1 年コースでは年間 40 単位、2 年コースでは年間 32 単位までと定めている。ただし、成績優秀者には、上限を超えた履修を認めることがある。

（評価の視点 2-9）

専門職学位課程では、本大学院学則第 24 条により、教育上有益と認めるときは、各研究科の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

また、入学前の既修得単位等の認定については本大学院学則 25 条により、教育上有益と認めるときは、各研究科の定めるところにより、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

既修得単位認定の手続きについては、学生が必要に応じて該当シラバス等の必要書類を「既修得単位認定願」に添付のうえ教務課へ提出し、専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、研究科委員会で承認された学生に対して単位が認定される。本研究科においては「医学基礎・臨床医学入門」の科目で実績がある。専門職大学院設置基準第 13 条に定める「三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲」の範囲内である。

（評価の視点 2-10）

本専門職学位課程では本大学院学則第 11 条により修業年限を 2 年と 1 年の 2 つのコースとして定めている。これは専門職大学院設置基準第 2 条 2 項の「専門職学位課程の標準修業年限は、二年または一年以上二年未満の期間」という条項に基づきコース設定をしたものである。ただし、「一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。」との解釈に基づき、本専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対する教育としてその運用を認めている。

1 年で修了できるコースについて、本研究科では出願の際に一定の社会人経験を満たした者に制限している。本研究科において 1 年コースを選択できる大学院生の実務経験としては、6 年制大学卒業者や修士課程修了者であれば 2 年以上の実務経験、4 年制大学卒業者であれば 3 年以上の実務経験である。対象となる実務経験は病院・診療所等の医療機関、保健医療関係の行政機関、非営利団体、医薬品産業等を想定している。

修得単位数についても法令上の規定に則って設定している。課程の修了に必要な単位数は 1 年

コース・2年コース共に32単位以上であり、専門職大学院設置基準の第15条に規定されている30単位以上の修了要件に合致するものである。

修了要件に必要な32単位のうち、21単位は必修科目であり、そのうち6単位は課題研究である。そのほかに選択科目11単位が修了に必要な要件である。

2年コースに比較して1年コースでは、半分の期間に2年コースと同じ単位を取得する必要があるが、課題研究6単位は1年間かけて取得する。また、本専門職課程の学年暦は、1単位の科目がある関係もあり、前期の前半(a学期)、前期の後半(b学期)、後期の前半(c学期)、後期の後半(d学期)と4期に分けて科目を分散して配置していることで、1年コースでも履修期間が十分確保されている。

(評価の視点 2-11)

専門職学位は、「本学大学院学則」及び「本学学位規程」に基づき、本研究科専門職学位課程を修了した者に授与される。「大学院学則」ならびに「学位規程」はその抜粋を履修要項に掲載して学生に配付している。また、履修要項には修了要件に関する説明で明示している。

入学前に行われる入試説明会では、課程の修了認定について説明を行う機会がある。また、新年度に開催されるオリエンテーションや、毎年4月に開催する専門職学位課程の課題研究に関するガイダンスでも修了認定の基準や方法を示し、学生に周知している。

(評価の視点 2-12・2-13)

本専門職学位課程においては、専門職大学院設置基準第16条に基づく在学期間の短縮は行っていない。

(評価の視点 2-14)

本研究科の専門職学位課程における学位は「公衆衛生学修士(専門職)」(英語名: Master of Public Health (MPH))である。ちなみに博士後期課程の修了者には、「博士(公衆衛生学)」(英語名: Doctor of Public Health (DrPH))が授与される。

本研究科では、国際的な通用性に留意して専攻名を「公衆衛生学」としており、海外主要国の公衆衛生系専門職大学院が授与する、MPHならびにDrPHと同じ学位名称を用いている。

本学のカリキュラムは国際的な観点から、米国の公衆衛生専門職大学院の認証機関であるCouncil on Education for Public Health (CEPH)のカリキュラムならびにAssociation of Schools and Programs of Public Health (ASPPH)のモデルを満たすような構成でMPHならびにDrPHの学位のためのカリキュラムを編成している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1: 「2020年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科学生募集要項」(5頁)
- ・添付資料 2-1: 「2019年度 帝京大学大学院履修要項」(IV-9~17頁)
- ・添付資料 2-2: 「2019年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス」
「http://www.med.teikyo-u.ac.jp/graduate_school_syllabus/」
- ・添付資料 2-4: 「帝京大学大学院学則」(第11、24、25、27条)
- ・添付資料 2-5: 「帝京大学学位規程」(第2条)

（２）教育方法

項目５：履修指導、学習相談

各公衆衛生系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ・実習等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談には、固有の目的に即した特色ある取組みを行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

2-15：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-16：インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務並びに安全対策等に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-17：履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 2-15 および 2-17）

入学時には学生全員を対象としたオリエンテーションを行い、履修すべき科目、学習に関する指導を行っている。様々な公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができるという固有の目的に沿った能力を培うことができるよう、学生 1 人に対して教員 1 人をアカデミックアドバイザーとして割り当て、学生のこれまでの学習・職務に関する履歴に応じて個別に相談にのる体制をとっている。アカデミックアドバイザーは、毎月の学生会議で担当の学生について状況を報告し、教員間で学生の状況を共有することを通して学生の多様性に応じた指導を図っている。

非医療系出身の学生に対しては、必修科目「医学基礎・臨床医学入門」を履修することで、公衆衛生の実務者となるうえで必要とされる医学的知識を身につけさせている。

（評価の視点 2-16）

インターンシップ・実習等を実施する場合の守秘義務においては、入学時に学生全員に「講義・実習における教材・ネットワーク等の情報管理」について注意喚起を行い、誓約書の提出を求めている。安全対策等に関しては、履修要項に「事故等について」の項目を設け、事故が起きた時の連絡先や入学時に加入している保険等について記載されている。他、アカデミックアドバイザーから留意するよう指導を行うとともに、インターンシップ担当教員を決め、指導を行っている。さらに実習報告会を設け、双方向の指導を行っている。

＜根拠資料＞

- ・添付資料 2-1：「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-21～23、28～29 頁）
- ・添付資料 2-13：「講義・実習における教材・ネットワーク等の情報管理に関する誓約書」
- ・添付資料 2-22：「2019 年度 学生名簿」

項目 6：授業の方法等

各公衆衛生系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケース教育、フィールド調査、インターンシップ等による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて、資質・能力の涵養を効果的に支援する教育方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

2-18：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門院」第7条）〔L群〕

2-19：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケース教育、フィールド調査、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門院」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-20：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第8条第2項）〔L群〕

2-21：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第9条）〔L群〕

2-22：授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 2-18）

理論と実務の架け橋を図る教育方法として、その教育効果を十分に挙げるため、講義においても演習と併せて実施する、グループ学習を行う、また科目によってはケース教育を行うなど、できるだけ少人数のグループで討論の機会を多く持たせるように図っている。また、インターンシップや学外実習などの双方向、かつフィールドに赴く授業等も取り入れている。さらに、総合的な学習として、必修科目となっている課題研究には一人から複数の研究指導教員が配置され、さらにサブグループとして複数の教員が指導にあたり、公衆衛生分野という領域横断型の研究にも対応して適切に課題研究を遂行できるよう指導をするなど、理論と実務の架け橋を図る教育方法を取り入れている。

入学者数は、2013（平成 25）年度は 18 人、2014（平成 26）年度は 17 人、2015（平成 27）年度は 15 人、2016（平成 28）年度は 16 人、2017（平成 29）年度は 28 人、2018（平成 30）年度は 15 人、2019（令和元）年度は 29 人の学生が入学しており、少人数での講義となっており、きめ細かい教育が行われている。2019（令和元）年度の実際のクラスサイズは、全員必修の「疫学」、「基礎生物統計学」で出席者は 30 人前後である。多くの選択科目は、少人数（5～15 人）の演習形式であり、教育効果を上げるために適当な規模となっている。演習室やセミナー室には、OA 機器、学内 LAN への無線接続などが整備されており、教育と学修を支援する Learning

Management system（以下、「LMS」という）の利用や電子媒体の教材を各学生に貸与されている PC にネット配信し、講義中に活用するなどの方法を授業に取り入れている。具体的には、「基礎生物統計学」、「応用生物統計学」、「データ解析演習」では、各学生が PC ルームを利用し授業支援システム（V-Class）を利用し、資料や提出物の授受や、画面の確認など、受講生全員に目が届く体制で講義・演習を行っている。

（評価の視点 2-19）

本研究科では、建学の精神に基づき、教育指針として、実践を通して論理的な思考を身につける「実学」を掲げている。実際に、演習・実習科目である「データ解析演習」、「臨床試験演習」、「国際保健学演習」、「医療経営学演習」、「医療管理学実習」、「医療情報システム演習」、「国際保健実習」、「産業環境保健学実習」、「地域保健学実習」、「終末期医療実習」、「医療コミュニケーション学／健康行動科学演習」に加えて、「臨床疫学概論」等の講義でも事例検討（ケーススタディ）、レポート作成を行うことを通して、公衆衛生系の共通の基盤となる、「疫学」、「生物統計学」、「行動科学・健康教育学」、「保健行政・医療管理学」、「産業環境保健学」の 5 領域すべてについて実践教育を行っている点が特に優れている。これは、専門職大学院設置基準第 8 条第 1 項に定める、本専門職学位課程の目的を達成するための実践教育に合致している。さらに、「地域保健学」、「産業環境保健学概論」、「産業保健学」等の講義では、グループワーク、インターンシップ、見学、フィールドワーク、実技演習、問題解決型実習を通して、現場に即した学習を取り入れており、公衆衛生の専門職大学院における適切な教育方法を取り入れている点が長所である。

（評価の視点 2-20）

本研究科では遠隔授業は実施していない。

（評価の視点 2-21）

本研究科では通信教育は実施していない。

（評価の視点 2-22）

本専門職学位課程の長所は、①「疫学」、②「生物統計学」、③「行動科学・健康教育学」、④「保健行政・医療管理学」、⑤「産業環境保健学」という公衆衛生の基本 5 領域の科目の基礎と発展的内容を体系的に学ぶカリキュラムがあり、グローバルスタンダードに則していることである。そのため、特に、これらの科目を座学で学ぶ受動的手法ではなく、専門職大学院設置基準の第 8 条に規定されるとおり、実践的な教育に沿うような多様な教育方法を採用して能動的に学ぶ授業を提供している。

公衆衛生の基本 5 領域の科目を身につける能動的な授業方法については、講義や演習でグループワークを含めるなどその開発に努め、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した編成に配慮した上で、固有の目的に即した特色ある授業科目を配置するよう図っている。さらに、課題研究を通じた公衆衛生学の体系的学びは今後もますますフィールドでの活動を発展させて高度専門職業人の養成に取り組んでいる。「課題研究（6 単位）」を必修科目としており、授業を通じて身につけた基本 5 領域ならびに発展的な公衆衛生領域の科目の内容を、学生自ら駆使して、問題解決に取り組む課題を実施している。授業では公衆衛生系専門職としての資

質・能力の涵養を支援する教育内容を適切に含むよう努めている。

なお、この課題研究や勉学支援については、「アカデミックアドバイザー」が学生 1 人に対して教員 1 名がついて指導にあたる。そして「課題研究」には、学生の課題研究テーマに応じて少なくとも教員 1 名がついて、問題解決に取り組むプロセスと最終報告の指導にあたる。さらに、教員全員が月に 1 度学生会議を開き、全学生について情報を共有していくことで、教員による指導差の是正や学生の学習進度の共有を行って教育の質の確保に努めている。こうしたチーム体制による指導を行うことが本研究科の長所である。

また、固有の目的に即して、広い見識と高い職業倫理観を涵養する観点、今日の公衆衛生課題の広域化・多様化に鑑みてグローバルな視点を涵養する観点から編成している。体系的に身につけた知識と技能を発展させるべく連携している諸機関との協働、海外の欧米はもとよりアジア諸国の提携先大学との交流を活せることが本学の長所である。こうした教育を受けた学生のキャリア教育などにも国内外の連携を活かし、海外でのインターンシップなどを推奨している。

このような教育実施過程を通じて、公衆衛生専門職大学院におけるコンピテンシー基盤型教育の開発と発展に寄与することを将来の取り組みとしている。なお、コンピテンシーに関しては FD での協議や情報共有につとめ、改善している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1 : 「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」(IV-28 頁)
- ・添付資料 2-2 : 「2019 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス」
「http://www.med.teikyo-u.ac.jp/graduate_school_syllabus/」
- ・添付資料 2-7 : 「インターンシップ実施状況一覧」
- ・添付資料 2-14 : 「帝京大学 LMS ハンドブック 2019 (学生用)」
- ・添付資料 2-15 : 「授業支援システム(V-Class)操作手順」
- ・添付資料 2-18 : 「2019 年度 履修者一覧」
- ・添付資料 2-22 : 「2019 年度 学生名簿」
- ・基礎データ (表 5_学生の受け入れ)

項目 7：授業計画、シラバス

各公衆衛生系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

＜評価の視点＞

2-23：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F 群〕

2-24：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。〔「専門院」第10条第1項〕〔F 群、L 群〕

2-25：授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F 群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 2-23）

本専門職課程の学年暦は、前期の前半（a 学期）、前期の後半（b 学期）、後期の前半（c 学期）、後期の後半（d 学期）と 4 期に分けて科目を分散して配置していること、時間割や開講日の設定は毎年同じように配置している。これらは特に働きながら通学する学生にとっては、事前に年間での履修計画を立てやすく、予定を組み立てやすくすることに繋がっている。また、履修期間や変更期間は十分確保されており、過重な負担が生じないように配慮されている。

また、学生一人に対して教員一人がアカデミックアドバイザーとなって、履修指導の相談に応じているが、学生は、アカデミックアドバイザーに履修科目の承認を得た上で、履修届を提出することになっており、学生一人一人に対して適切な履修指導が実施されている。

なお、1 年コースに入学できる学生は、社会人経験者ということもあり、入学前に一部の関連知識を持ち合わせているケースが多く、過重な履修負担とならない一因にもなっている。

（評価の視点 2-24）

本専門職学位課程では、全ての授業科目についてシラバスを作成している。シラバスでは、授業科目ごとに、科目名、単位数、配当年次、配当学期、科目責任者などの基本情報に加えて、①授業の概要、②学習到達目標、③成績評価の方法および基準、④教科書・テキスト、⑤参考書、⑥事前準備学習、⑦授業計画及び内容（各回のテーマ）などを記載しており、学生の授業選択や自主的な学習に活用できるものとなっている。

なお、学年暦（時間割表）は別途作成している。シラバス及び学年暦（時間割表）は入学前に予め配付し、入学直後のガイダンスにおいて概要説明を行っている。また、WEB を利用した LMS でも閲覧可能としている。

（評価の視点 2-25）

日程等、シラバスの変更の際には事前に各担当教員が教務課へ変更届を提出し、教務課より WEB にて LMS を通して周知している。また、天候等の影響による急な変更に関してはメール等にて配信して周知するよう図っている。さらに、シラバスに基づいた授業を行っているか確認す

るため、大学院共通の修了生に対するアンケートにて該当する質問を設けている。その結果は教員の講義に対する更なる取り組みに役立てている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1 : 「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」
- ・添付資料 2-2 : 「2019 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス」
「http://www.med.teikyo-u.ac.jp/graduate_school_syllabus/」
- ・添付資料 2-3 : 「2019 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科時間割」
- ・添付資料 2-14 : 「帝京大学 LMS ハンドブック 2019 (学生用)」
- ・添付資料 2-16 : 「板橋キャンパス大学院修了生アンケート」

項目 8 : 成績評価

各公衆衛生系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価は、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、学生に対して明示するとともに、適切に運用する必要がある。

＜評価の視点＞

2-26：成績評価の基準・方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門院」第 10 条第 2 項）

〔F 群、L 群〕

2-27：学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第 10 条第 2 項）〔F 群、L 群〕

2-28：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、かつ、学生に対し明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。〔F 群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 2-26）

成績評価基準は、「S・A・B・C・D で表し、S・A・B・C を合格、D を不合格とする」、「成績評価は 100 点法で、S は 90 点以上、A は 80 点台、B は 70 点台、C は 60 点台、D は 60 点未満とする」と本大学院学則第 22 条により明文化され、履修要項の「成績評価および GPA 制度」に掲載し学生に明示している。卒業式の総代を決定する際の 1 つの基準として、Grade Point Average (GPA) を利用している。また、成績評価の方法については、授業計画（シラバス）の「成績評価の方法および基準」に記載されており、科目責任者（指導教員）が学生に事前に詳しく説明している。

（評価の視点 2-27）

「成績評価の方法および基準」は各科目のシラバスに記載されており、科目責任者は、試験・レポート、授業への積極的な参加等により総合的に成績評価を行い、単位認定は研究科委員会の審議事項として厳格に行っている。一方、課題研究報告書の審査は、課題研究評価方針に従って行われ、修了判定会議（研究科委員会）を経て単位認定を行っている。

（評価の視点 2-28）

学生からの成績評価に関する質問・異議申し出については、成績評価異議申し立て制度を導入している。学生は成績評価について質問がある場合、当該科目の担当教員（科目責任者）に質問し、異議がある場合は事務部教務課まで申し出る。質問・異議申し出は成績発表後の 2 週間以内に限り受け付ける。本制度については履修要項「成績評価および GPA 制度」に明示されている他、成績確認表に期限を含め明記しており、また成績確認表を手渡す際にアカデミックアドバイザーからも説明するようにしている。こうした仕組みを通して、成績評価においては公正性・厳格性を担保している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1 : 「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」(IV・24 頁)
- ・添付資料 2-2 : 「2019 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス」
「http://www.med.teikyo-u.ac.jp/graduate_school_syllabus/」
- ・添付資料 2-4 : 「帝京大学大学院学則」(第 22 条)
- ・添付資料 2-6 : 「帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程」
- ・添付資料 2-8 : 「進級・修了判定会議資料」

項目 9 : 改善のための組織的な研修等

各公衆衛生系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施することが必要である。また、学生の資質・能力(competency)の涵養を促すように、組織として教員の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。くわえて、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、有効に機能していることが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及び内容、方法の改善には固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

2-29：授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。具体的には、人間性と論理性を基盤とし、コミュニケーション能力・マネジメント能力・多様性への寛容・公共に資する職業倫理観、そして課題解決に向けて動きを興す能力(advocacy)の涵養を促すように、組織として教員の指導能力の向上に努めていること。〔「専門院」第11条〕〔F群、L群〕

2-30：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-31：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。〔「専門院」第6条第3項〕〔L群〕

2-32：教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 2-29）

授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施している。具体的には、本研究科の全教員で教育方法についてのFDを定期的に行い、継続的に教育内容の改善のための取り組みを行っている（表D）。主な内容は、課題研究の進め方、ポートフォリオの評価方法、問題解決型アプローチのあり方、コンピテンシー基盤型教育の実践などである。

加えて、2011（平成23）年度以降、ハーバード大学やオックスフォード大学等からの客員教授の講義を本学の専任教員が受講し、講義の改善に役立てている。この講義期間には、専任教員と客員教授間でのフォーマル／インフォーマル双方での意見交換が活発に行われ、公衆衛生学教育が直面している課題を共有している。

また、1993（平成5）年より定期的に帝京・ハーバードシンポジウムをボストンまたは東京で開催し、各国の公衆衛生大学医学部長等も交えて、今後の公衆衛生学教育の方向性に関する意見交換が行われている。こうした内容は、参加した教員の報告により教員全員で共有されている。

表 D 主な開催 FD

2018 年度
2018 年 4 月 26 日 (木) 平成 30 年度板橋キャンパスアクションプラン
2018 年 5 月 17 日 (木) 課題研究の成績評価に関する標準化方策プラン
2018 年 5 月 31 日 (木) 修了生アンケート結果
2018 年 6 月 28 日 (木) 課題研究の成績評価の標準化
2018 年 8 月 30 日 (木) アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価
2018 年 9 月 13 日 (木) CEPH コンピテンシーと帝京 SPH5 領域の講義内容検討
2018 年 10 月 18 日 (木) 3 ポリシーの確認
2018 年 11 月 1 日 (木) 次年度シラバス検討 1、教育改善プロジェクト、
2018 年 11 月 29 日 (木) H30 年度前期教育 (カリキュラム) 評価アンケート結果の検討
2018 年 2 月 14 日 (木) ハーバード特別講義ふりかえり、課題研究情報の一般公開について
2018 年 3 月 7 日 (木) 成果測定結果の報告と対策、入試選抜に関する問題点と解決策の提案
2019 年度
2019 年 4 月 11 日 (木) ポートフォリオの過程評価について
2019 年 5 月 16 日 (木) 問題解決型の X と Y のあり方について
2019 年 6 月 13 日 (木) LMS の便利な使い方
2019 年 6 月 20 日 (木) 修了生アンケート結果
2019 年 9 月 5 日 (木) コンピテンシー第 2 版
2019 年 10 月 17 日 (木) 次年度時間割等の検討
2019 年 11 月 7 日 (木) 次年度シラバス検討
2019 年 12 月 12 日 (木) 教育 (カリキュラム) 評価アンケート結果の検討
2019 年 12 月 19 日 (木) 次年度シラバス検討
2020 年 2 月 13 日 (木) ハーバード特別講義ふりかえり
2020 年 2 月 27 日 (木) 課題研究ふりかえり
2020 年 3 月 12 日 (木) 入試について

(評価の視点 2・30)

学生による授業評価は、前期と後期にそれぞれ実施している。本研究科で身についた知識・技能・能力などの教育効果を測る目的及び教員の教育力向上を図り、かつ教育研究活動等の状況についての点検・評価活動の一環として、講義終了時や最終試験前に授業評価アンケートを実施し、評価に基づいた講義の改善に努めている。アンケート調査は、期待される教育効果に関する項目別の修得度評価 (選択式) などからなる。「少人数の講義」、「グループワーク・ディスカッション」を取り入れ学生に考えさせるような講義形態などについて高い評価を得ている。本調査の結果は、全教員出席の教員会議で提示し、必要に応じてカリキュラム等の改善ができる仕組みを講じている。アンケート集計結果は本学の医学総合図書館にて公開している。

また、アカデミックアドバイザーは、毎月担当学生と面談するため、学生の履修指導や学期中の勉学支援 (授業の復習・補習等)、ならびに進路決定や就職活動等に必要となる情報提供・キャリア相談等多様な学生の要望等をくみ取ることができる。学生の状況は、毎月報告書にまとめら

れ、教員全員に共有されるため、指導方針等を適切に改善していくことが出来ている。

毎月の学生会議では、研究指導教員及びアカデミックアドバイザーが担当の学生について状況を報告し、教員間で学生の状況を共有することを通して学生の指導の継続的な改善をはかっている。2014（平成 26）年度からは、帝京大学 LMS というインターネットに繋がった環境があればどこからでも利用できる教育と学習を支援するシステムを活用し、教材、学生の成果を教員間で情報共有することを通して、教育内容及び指導方法の改善につなげる取り組みを始めている。

複数教員、客員教員による講義、実習等が推奨されており、授業の質の担保に寄与している。また、新任教員の授業はシニアレベル教員により聴講されることもあり、直後にフィードバックが行われている。

（評価の視点 2-31）

2018（平成 30）年度アドバイザリーボードの準備に相当する意見交換会にて指摘された意見は、研究科委員会で共有した。協議会の意見はすぐに実施できることばかりではなかったが、教育の充実と研究科の将来の発展のために必要な点として勘案し、2019（令和元）年度の教育課程も検討した。具体的には、今後も社会人大学院生が働きながら学べる環境を提供することや、英語での講義科目などについてである。2019（令和元）年度に開催された第 1 回の協議会では、外部委員より入学希望者・入学状況、博士課程、留学生の受け入れ等について質問があり、研究科委員より現状について説明した。

（評価の視点 2-32）

本研究科の目的がより達成されるように、学生による授業評価アンケート、FD での話し合いの結果を踏まえて、授業の改善につなげるようにしている。例として、本研究科の特色ある取り組みである課題研究に関しては、成績評価の標準化や学習がより円滑に進むような日程調整、またコンピテンシー基盤型教育に関しては、評価方法やコンピテンシー内容の見直しなどを行ってきた。

授業評価においては、ほとんどの科目でおおむね良好である。教員は毎回評価結果を元に授業評価改善プランシートを作成している。授業評価改善プランシートは、「授業の振り返り（自己評価）」、「次期の授業に向けてのアクションプラン（改善策）」等で構成され、各教員はプランシートに基づき次年度の授業改善に活用している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-9：「帝京大学授業評価実施・利用規程」
- ・添付資料 2-10：「帝京大学公衆衛生学研究科授業評価アンケート用紙」
- ・添付資料 2-11：「授業評価改善プランシート」
- ・添付資料 2-12：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科 Faculty Development（FD）委員会規程」
- ・添付資料 8-3：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）規程」
- ・添付資料 8-4：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）名簿」

(3) 成果

項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育成果の評価の活用

各公衆衛生系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-33：修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。（「学教法施規」第172条の2第1項）〔F群、L群〕

2-34：固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

（評価の視点 2-33）

修了者の進路状況については、修了時に学生に対してアカデミックアドバイザーによる調査やアンケート調査を行っており、全員分を把握している。調査で得た情報は、個人情報に配慮し、入試説明会や本研究科のオリジナルサイトにおいて課程・業種ごとに概数を公表している。また、個別相談・入試説明会において上記内容を、口頭で説明している。

2018（平成 30）年度の修了者の集計では、病院等勤務（医師）6 名、病院勤務（看護師）3 名、病院勤務（有資格者）2 名、国際協力機関 1 名、研究機関 1 名、医薬品企業等 5 名、一般企業 1 名、就職者のうち進学した者 3 名、就職準備中 4 名であった。帝京 SPH 同窓会と連携して修了生によるセミナーを開催するなど、セミナーや研究会、ホームカミングデー（同窓会）などを通して、修了生と情報交換を行い、本研究科のウェブサイトにおいて修了生の活躍を紹介している。

（評価の視点 2-34）

修了者に対して、板橋キャンパス共通の大学院修了生アンケート及び本研究科独自の修了生アンケートを行っており、修了直後の進路及び講義、課題研究等に関して調査を行い、それらの結果を考慮して、運営の改善に努めている。アンケートの内容は、学んだことがどのような場面で役立っているか、どのような領域が役立っているか、どのような領域を強化していくべきか、改善すべき点の自由記載などである。2018（平成 30）年度の調査結果によれば「本課程で学んだことがあなたの今後の仕事や研究に役立つと思いますか」の項目において、「強くそう思う（68.2%）」、「そう思う（27.3%）」と回答している。本調査の結果は FD にて教員全体で共有している。具体的な改善事例としては、コンピテンシー基盤型教育のための講義設計・科目ごとの教育目標の適正化、論文執筆についての集中講義の導入、課題提出物へのフィードバックの強化、ハーバード特別講義運営への学生ボランティアの参画促進である。

また、セミナーや研究会、ホームカミングデーなどを通して、修了生に意見を聞き、教育成果の評価に活用している。「指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する。」という固有の目的に照らし合わせて、カリキュラムの編成や教育内容・方法（課題研究の進め方、セミナーの開催など）の改善に役立てている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-16 : 「板橋キャンパス大学院修了生アンケート」
- ・添付資料 2-17 : 「公衆衛生学研究科修了生アンケート」
- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/進路状況
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/career.html>

「2 教育内容・方法・成果」の点検・評価

（1）検討及び改善が必要な点

2019（令和元）年度まで課題研究は6単位であったが、研究内容や個人により一概にはいえないため正確な見積もりは困難であるものの、指導教員との打ち合わせ、文献・情報収集、研究計画立案、研究実施、結果・データの分析、サブグループならびに全体報告会準備・実施、最終報告書作成と実際に学生が費やす時間は膨大である。実際に行っている時間等に比べ単位数が過小評価の科目もあるなど、教育の現状・実態に即した単位の見直しが必要である。そのため見直しを行い、2020（令和2）年度からは12単位への変更を決定した。同様の理由で、実習やインターンシップを中心に他の科目も単位数の見直しを行い単位数が変更となる予定である。（評価の視点2-7）

サブグループとして複数の教員が指導にあたり、公衆衛生分野という領域横断型の研究にも対応して適切に課題研究を遂行できるよう指導をするなど、理論と実務の架け橋を図る教育方法を取り入れているが、これに関して学生の評価の検討はまだ行っていない。（評価の視点2-15）

シラバスの変更の際には事前に各担当教員が変更届を提出し、教務課よりWEBにてLMSを通して周知し、また、天候等の影響による急な変更に関してはメール等にて配信して周知するよう図っているが、タイムラグを生じる可能性がある。（評価の視点2-25）

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施していることについて、外部アドバイザーからの意見徴収などを定期的に行うよう図られてはいない。（評価の視点2-29）

（2）改善のためのプラン

単位数に関してはより実態に即した単位を付与するように図るなどの定期的な見直しを行い、2020（令和2）年度からは修了要件を42単位に変更を行った。（評価の視点2-7）

学生評価も踏まえた上で、さらに強化改善していくことを図る。（評価の視点2-15）

シラバスの変更連絡については継続的に行っているところであるが、教員の変更届提出から事務を経て学生へ連絡するまでの管理を、よりスムーズに行えるよう、作業の見直しまたはWEBシステム等の利用を検討するなどし改善を図る。（評価の視点2-25）

アドバイザーボードを2019（令和元）年度に設置し、2020（令和2）年度以降もFD等の定期的な会議を開催して意見交換を行うよう図る。第1回アドバイザーボードは、2020（令和2）年1月22日に開催済みである。（評価の視点2-29）

3 教員・教員組織

項目 11：専任教員数、構成等

各公衆衛生系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性も考慮することが望ましい。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕
- 3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕
- 3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- （「専門院」第5条）〔F群、L群〕
- 3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、公衆衛生系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕
- 3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第53号」第2条第2項）〔L群〕
- 3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）〔L群〕
- 3-8：公衆衛生系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F群〕
- 3-9：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。〔F群〕
- 3-10：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕
- 3-11：職業経歴、国際経験、性別等の多様性を考慮したうえで、教員が適切に構成されているか。〔A群〕

<現状の説明>

（評価の視点 3-1、3-2）

本研究科専門職学位課程においては、2019（令和元）年5月1日現在、教授8名、准教授2名、講師4名、助教1名の計15名の専任教員を配置しており、「専攻ごとに置くものとする専任教員の数」は適切に配置されている。

また、教育目的を達成するため「疫学」、「生物統計学」、「社会行動科学」、「保健政策・医療管理学」、「産業環境保健学」の5領域を設けている。各領域にその専門家である教授陣を1～3名配置している。専任教員15名のうち実務家教員は8名おり、各領域における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員が適切に配置されている。

(評価の視点 3・3)

本研究科の教員として、「専門的な知識や経験、高度な技術や技能、研究上の成果」が求められる。「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」により、助教以上の人事を決定する場合は、「履歴」、「研究状況」、「教育業績」、「学内外での活動実績」、及び「公衆衛生実践活動」を審査することとしている。

「履歴」については、学位、資格の取得状況等を確認、「研究状況」については、学術的活動（研究業績と総インパクトファクター）、現在の研究課題、学会活動、班会議班員及び各種委員、研究費獲得状況等をみる。「教育業績」については、本研究科のみならずキャンパス内及びグループ内における教育実績やFD活動について、「学内外の活動実績」では、学内委員会活動、特許、公開講座や地域での啓発活動等を審査する。「公衆衛生実践活動」においては、地域・地方・国レベル・海外、国際機関等における公衆衛生実践活動等、その他に専門職としての活動を求めている。

なお、学位について、教授、准教授の学位（博士）取得は、「原則して必須」であるが、実務家みなし教員については、望ましいにとどめている。

各領域の専任教員の専門能力については以下の通りである。なお、領域をまたがって担当する教員も多数いる。

(1) 疫学領域の専任教員

本領域は、高度の学問的蓄積を求められる領域であり、深い学識が必要とされる。博士学位を有する教授1名、講師1名の専任教員2名を配置している。教授1名は医師としての臨床経験、病院の健康管理センター等に従事し、十分な研究業績があり教育経験も豊富であり、医薬品医療機器総合機構（PMDA）での実務経験も有している。講師1名については、日本学術振興会、国立国際医療研究センター 臨床研究センターにて、研究員として積極的に疫学研究を行ってきた経歴を持つ。

(2) 生物統計学領域の専任教員

本領域は、高度な理論と確実な解析技能及び当該領域に関わる社会的背景についての十分な知識を前提としており、これらの技術・技能を指導できる教授2名、講師1名の専任教員3名を配置している。教授2名は、博士の学位を有し十分な研究業績があつて国立研究機関で長年当該領域の教育、研修を担当してきており、講師1名も博士の学位を有し、主に臨床研究業務での豊富な実務経験を有している。

(3) 社会行動科学領域の専任教員

本領域は、「行動科学」、「健康教育学」、「ヘルスコミュニケーション学」についての学問的蓄積とその実務応用が豊富な領域であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。教授1名と講師1名を配置している。教授1名は海外にてPh.D取得しており、日本のヘルスコミュニケーション学において、関連学会でも各種委員として社会活動に参画、行動科学や社会心理学に

も長けており、その専門的知識や経験を活かして社会関連の評価機構での委員を歴任している。助教 1 名は、博士学位を有し、海外への留学経験が豊富であり、米国の市場会社や国内の製薬会社での経験がある。

(4) 保健政策・医療管理学領域の専任教員

本領域は、その実務応用が広範多彩な領域であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。十分な研究業績があつて教育経験も豊富な教授 3 名、准教授 2 名の専任教員 5 名を配置している。教員はすべて博士の学位を有しており、特に「医療管理学」と「医療経済学」を担当する教授は医学に加えて経済学の課程を修了し、また米国で「経営学修士(MBA)」も取得していることに加え、長年大学病院の経営管理に関与してきた実務経験を有する。

「国際保健」を担当する教授は、「米国公衆衛生学修士(MPH)」の学位も取得している。

「地域保健学」を担当する教授は、長期に及ぶ地域保健の実践経験と海外での研究経験ならびに保健行政における豊富な実務経験を有する。

「国際保健」を担当する准教授は、博士の学位を有し、フィリピンでの実務経験を有する。また、コンピテンシー基盤型教育導入の中心的役割を担っている。

実務家教員の准教授は、国際協力機構(JICA)において、様々な部門での国際協力の実務家として業務に携わってきた経歴を持つ。

(5) 産業環境保健学領域の教員

本領域は、十分な研究業績と豊富な教育経験を併せ持ち博士の学位を有する教授 1 名、講師 2 名の専任教員 3 名を配置している。教授 1 名は、大学医学部や国立研究所等において教育と研究に従事し、本学産業環境保健学センター長も兼任している。

講師 2 名は共に実務家教員であり、うち女性講師は大学での勤務や労働安全、企業の労災リスク診断等の労働安全衛生関係のコンサルティング業務の経験を有し、産業環境保健学の実務家教員として、実務経験と教育経験を有する。男性講師は、健診機関、地域医療支援病院、大学病院等の医療現場の他、産業医や行政(厚生労働省)の経験を有する。

なお、産業保健領域の教員は、本学で実施している履修証明プログラム「産業保健高度専門職養成の大学院プログラム」も担当している。

(評価の視点 3-4)

平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条の「専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする」の「おおむね 3 割以上」において、本研究科の専任教員数 15 名からすると該当人数は 5 名であるが、本研究科の実務家教員は 8 名であり(内訳:教授 4 名、准教授 1 名、講師 3 名)、基準を満たしている。また、実務経験においても(評価の視点 3-3)に記載の通りである。

(評価の視点 3-5)

実務家教員はそれぞれ、医療機関のマネジメント、医療行政機関、国際保健のフィールド、地域保健のフィールド、臨床試験実務の領域等において 5 年以上の実務経験をもち、かつ、高度な実務能力を有している。

なお、本専門職学位課程の実務家教員は医療の専門職種として技術・技能を要する業務、ある

いは医療の専門知識を要する業務に5年以上従事したものを条件とし、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」にて、(1) 地域・職域・地方・国レベルでの公衆衛生実践活動、(2) 海外・国際機関における公衆衛生実践活動、(3) 専門職としての活動の内容等を十分に確認のうえ、審査をしている。

(評価の視点 3-6)

本研究科でみなし専任教員の該当者はいない。

(評価の視点 3-7)

専攻ごとに置くものとされる専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱うことから、本研究科の専任教員は本研究科にある博士後期課程も担当する。

(評価の視点 3-8)

(1) 基礎的な科目(5領域の必須科目)は以下の通りで、これらの科目担当者は専任教員を中心に配置している。

「基礎疫学」「基礎生物統計学」「保健政策・医療管理学概論」「健康行動科学概論」「産業環境保健学概論」「公衆衛生倫理学」「医学基礎・臨床医学入門」

(2) 実務の基礎・技能を学ぶ科目は以下の通りで、これらの科目担当者は専任教員を中心に配置している。

「スタディクリティーク」「ヘルスコミュニケーション学」「リーダーシップ・マネジメント論」「ヘルスデータ分析入門」「調査・研究法概論」「健康医療情報学」

(3) 基礎知識を展開・発展させる科目は以下の通りで、これらの科目担当者は専任教員を中心に配置している。

「臨床疫学」「応用生物統計学」「Healthcare Management」「Universal Health Coverage & Aging Society」「地域保健学」「国際保健学概論」「国際母子保健学」「医療管理学・安全管理学概論」「産業保健学」

(4) 理論を重視する科目は以下の通りで、これらの科目担当者は専任教員を中心に配置している。

「質的研究」「リスク科学」「社会疫学」「ヘルスポリシー概論」「医療保障政策論」「医療経済学」「環境保健学」

(5) 特別講義5科目は以下の通りで、担当者はハーバード大学等の客員教授が務める。

「特別講義(疫学Ⅰ～Ⅲ)」「特別講義(生物統計学Ⅰ～Ⅲ)」「特別講義(社会行動科学Ⅰ～Ⅲ)」「特別講義(保健政策・医療管理学Ⅰ～Ⅲ)」「特別講義(産業環境保健学Ⅰ～Ⅲ)」

(6) 実践を重視する科目は以下の通りで、これらの科目担当者は専任教員を中心に配置している。

「データ解析演習」「臨床試験概論」「社会調査データ解析概論」「社会調査データ解析演習」「健康教育学」「終末期医療実習」「国際保健学実習」「国際保健学演習」「医療経営学演習」「医療管理学実習」「産業精神保健学演習」「産業環境保健学実習」「インターンシップ」「課題研究」

(評価の視点 3-9)

教育上主要と認められる科目（必須科目）である「基礎疫学」、「基礎生物統計学」、「保健政策・医療管理学概論」、「健康行動科学概論」、「産業環境保健学概論」の科目責任者は教授である。専門教員以外が担当する場合、本研究科の元教授（客員教授）、担当科目を専門とする教授もしくはそれと同等である者としている。なお、担当は研究科委員会の審議を経て決定する。

(評価の視点 3-10)

教員の年齢構成は、60 歳代 3 名、50 歳代 5 名、40 歳代 6 名、30 歳代 1 名となっており、特定の年齢層に偏ることなく配置されている。

(評価の視点 3-11)

教員の職業経験、国際経験、性別は下記の通りである。基本 5 領域の教育の重視、在籍する学生の多様性等に対応するに適切な多様な経験等を持つ教員が配置されている。問題点としては、資格として看護師・保健師の資格者が配置されていないこと、MPH の学位を所有している者が少なくなっていることが挙げられる。

(1) 職業経験等

- ・ 職種（資格等）：医師 6 名、薬剤師 1 名、労働衛生コンサルタント 1 名、作業環境測定士 1 名、衛生検査技師 1 名、衛生管理者 1 名
- ・ 学位：MD 6 名、Ph.D 15 名、MPH 2 名、MBA 1 名
- ・ 出身学部（重複含む）：医学部 7 名、理工学部 1 名、発達科学部 1 名、衛生学部 1 名、経済学部 1 名、理学部 1 名、総合科学部 1 名、文学部 1 名、薬学部 1 名、学芸学部 1 名
- ・ キャリア（重複含む）：大学等教育機関経験者 15 名、医療機関経験者 7 名、民間勤務経験者 6 名、厚労省等行政機関経験者 5 名、研究機関経験者 5 名、

(2) 国際経験

- ・ 留学経験：15 名中 7 名
- ・ 国際機関等での経験：15 名中 2 名。内訳として JICA 1 名、UNFPA 1 名、

(3) 性別

- ・ 男性 8 名、女性 7 名（うち、教授 男性 6 名、女性 2 名）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-1：「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-18～20 頁）
- ・ 添付資料 3-3：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」
- ・ 基礎データ（表 2）（表 4）
- ・ 帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/メンバー

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/member.html>

項目 12：教員の募集・任免・昇格

各公衆衛生系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

＜評価の視点＞

3-12：教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。〔F 群〕

3-13：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用していること。〔F 群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 3-12）

役職別の人数については 2019（令和元）年 5 月 1 日現在、以下の通りである。

- ・教授 8 名、准教授 2 名、講師 4 名、助教 1 名（すべて専任教員、うち任期付 7 名）
- ・客員教授 10 名
- ・非常勤講師 24 名

なお、非常勤については 5 月以降も採用手続を行っているため、例年約 30～40 名ほどである。

教員の構成については、専門職大学の基準（教員 15 名、うち教授 8 名）をクリアすることに加えて、基本 5 領域の各領域において教授 1 名以上および他 1 名以上の配置を行うようにしている。

（評価の視点 3-13）

教員の募集、採用、昇任についての基準等は、「帝京大学板橋キャンパス教員採用規程」、「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」に定められている。准教授以上については、人事委員会を開催し、職種と分野により、候補者の教育歴や研究業績、実務経験歴等を厳選に審査し、選考を行っている。講師以下については、上記の規程に則り、研究科長から採用願書を提出し、理事長および常務理事の決裁により決定している。採用に当たっては、研究科長による面談を行い、必要に応じて教員セミナーにおいてプレゼンテーションを行うこととしている。

＜根拠資料＞

- ・添付資料 2-1：「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-18～20 頁）
- ・添付資料 3-1：「帝京大学板橋キャンパス教員採用規程」
- ・添付資料 3-2：「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」
- ・添付資料 3-3：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」
- ・基礎データ（表 2）

項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価

各公衆衛生系専門職大学院は、専任教員の教育研究活動の有効性、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

＜評価の視点＞

3-14：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F 群〕

3-15：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 3-14）

専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」に基づき、適切に評価する仕組みを整備している。主な評価項目については以下の通りである。

（1）教育活動の評価

教育業績評価として、学生による授業評価アンケートを半年に 1 度実施し、集計結果は教員と研究科長にフィードバックされる。集計結果をもとに教員は改善計画書を提出している。

なお、教員による教育の負担に不均衡がないように、担当する授業数を把握し、適宜、調整を行っている。また、指導する学生の数にも偏りのないように調整を行っている。

（2）研究活動の評価

2 か月ごとに業績を収集し、ウェブで随時公開するとともに、年次報告書に記載している。年に 1 度（年度初め）、所定の様式にて業績を報告することを義務付けている。業績報告をもとに、研究科長と面談を行い、研究内容、成果発表の予定、研究費獲得等について指導を行っている。

なお、研究助成については、科研費には必ず申請することになっている（採択者除く）。

（3）組織内運営への貢献

研究科内の委員会や担当を毎年度決定し、それに応じて業務分担をしている。

（4）社会への貢献

各教員の関連する委員会活動、講演会、社会参加等について情報収集し、HP 上で公表している。

なお、教員の履歴・業績については JST（国立研究開発法人科学技術復興機構）が運営する researchmap に登録することにより本学ホームページにて公開、また、研究科オリジナルサイトでも各種業績の公開を行っている。

（評価の視点 3-15）

専門職大学院の設置の趣旨及び本研究科の教育目的と理念に基づき、実務家を積極的に活用している。具体的には、「生物統計学」、「保健行政学」、「国際保健学」、「医療管理学」、「地域保健学」

の分野に各 1 名の専任の実務家教員を配置している。また、非常勤講師の中にも民間の研究機関や企業等で保健医療分野の専門職として従事する経験豊富な多くの実務家を各領域に配置している。

また、本研究科ではグローバルスタンダードの公衆衛生学の必須領域に十分な教員が配置されているが、国内外の公衆衛生大学院から当該分野の教員を委嘱し、広範な分野の教育を担当している。広範な公衆衛生の専門家が最新の研究成果を教育に加え、企業等の産業保健や地域保健の専門家等々が加わり現在の公衆衛生の諸課題に現実に取り組む状況を学ぶと共に、現場において学習研修が可能な体制になっている。本研究科ではこれらの前提として、「労働科学研究所」、「国立国際医療センター」との連携大学院の協定を結んでいる。

また、学生収容定員 30 名に対して、全教員数（専任教員、兼任教員、客員教授、非常勤講師）約 50 名という高い教員比率を達成し、演習科目、実習科目、課題研究指導等において十分な指導が行える体制となっている。特に「課題研究」の指導においては、研究計画報告会、中間報告会、最終報告会といった主要マイルストーンに専門領域の指導教員のみでなく全専任教員が参加し共同で助言・評価のプロセスに関与している。これにより、公衆衛生そのものが有する多面的な問題解決の考え方や方法論の知識・技能を学生が身につけることができる。

以上のことは、本学の建学の精神に明記されている「実学」、「国際性」、「開放性」を重視する教育指針を反映したものでもある。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：「帝京大学板橋キャンパス教員採用規程」
- ・添付資料 3-2：「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」
- ・添付資料 3-3：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」
- ・添付資料 3-4：「2019 年度 公衆衛生学研究科 運営体制」
- ・帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科/教員紹介

<http://www.teikyo-u.ac.jp/faculties/graduate/sph/teacher.html>

- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/業績

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/publication.html>

「3 教員・教員組織」の点検・評価

(1) 検討及び改善が必要な点

5 領域、性別、職種等教員のバランスを今後も継続させる。また、若い教員の採用と登用を進める必要がある。(評価の視点 3-10)

教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、教員により活動実績に差がある。(評価の視点 3-14)

(2) 改善のためのプラン

教育活動、研究活動、組織内運営への貢献等において相互評価を導入する等の検討を行っていきたい。(評価の視点 3-14)

4 学生の受け入れ

項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

各公衆衛生系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。

各公衆衛生系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

各公衆衛生系専門職大学院は、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

＜評価の視点＞

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F群〕

4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。〔F群〕

4-5：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F群〕

4-6：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F群〕

4-7：入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-8：学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色ある取組みがなされているか。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 4-1）

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、出願要件、選抜方法及び手続きについては、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科（専門職学位課程・博士後期課程）学生募集要項」に明記するとともに、本研究科のホームページに公表している。ここでは、本専門職学位課程が求める学生像を以下のように定めている。

【学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

1. 基礎的な知識・学力・実務能力を有し、更にそれらを高度化しようという意欲のある人
2. 人々の命や健康に関心を持ち、病者・弱者に共感する心のある人
3. 論理的・合理的な思考を重んじ、物事を多面的に考えようとする人
4. 様々な背景の人々と協調し連携できる柔軟性に加えて指導力・実行力をあわせ持つ人

2年コースにおいては、学部レベルの知識・学力を十分習得していることに加え、人の生命や健康に関心があり、病者・弱者や社会に貢献したいという志と現状に対する問題意識を持ち、問

題解決のために自分自身の資質や能力を更に向上させようという意欲を持つ者を選抜する。

1 年コースにおいては、保健医療関係の実務経験があることが強く求められるが、それに加えて、保健医療の現状を正確に分析認識する意欲と能力を持ち、その改善のために自己の努力を惜しまないばかりでなく、他者と協同して実行する力を持つ者を選抜する。

(評価の視点 4-2)

出願書類は教務課へ提出され、書類の不備等のチェックが行われ、その後、本研究科の入試に関する基本方針に基づき、出願時に提出した志望理由書、研究計画書等に基づいて書類審査を行い、また個別面接を実施し、総合的観点から合格を判定している。本研究科では特に志望理由書、面接を重視している。個別面接においては必要に応じて英語による質疑応答を行うこととしている。

1 年コースにおいては、学生募集要項に記載の通り、6 年制大学卒業者（医・歯・薬・獣医学及び医療系修士課程修了者）では 2 年以上の医療機関などでの実務経験を必要とする。4 年制大学卒業者などでは 3 年以上の実務経験を必要とする。短期大学または専門学校（修業年限 3 年以上）の卒業者で、22 歳以上の者は、医療技術系国家資格取得後 3 年以上の実務経験を必要とする。

対象となる実務経験とは病院、診療所等の医療機関、保健医療関係の行政機関や非営利団体、医薬品産業等における実務経験を意味する、と明記している。

(評価の視点 4-3)

「アドミッション・ポリシー」をはじめ、入学志願者に対しては入試日程、学生募集要項を本学ホームページおよび研究科オリジナルウェブサイトに掲載し、広く社会に公表しているほか、説明会を年に 2 回開催し入学希望者への周知を図っている。

また毎年関連学会や外務省主催のグローバルフェスタ等に本研究科紹介ブースを出展するなど、広く本研究科および学生募集について周知する機会を設定している。さらに個別の進学相談や授業見学等にも応じている。志願者向け説明会に参加できなかった志願者に対しては、専任教員による個別面談の受付を行っている。なお、個別面談については、帝京大学ホームページを通して随時受け付けている。

(評価の視点 4-4)

「アドミッション・ポリシー」に基づいて入学者選抜を行っている。毎年入試委員会を発足させ、入学者選抜試験の実施を行っている。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、本研究科の専任教授で構成される研究科委員会で毎年協議されるとともに、専任教授の中から選任される入試担当委員長を中心として、入試科目の構成・口述試験（面接）方法および選抜基準等について検討を行っている。

また 2018（平成 30）年度より、「ローリング・アドミッション（Rolling Admission）方式」を採用し、志願者の入試機会の便宜を図るため、7 月から入学試験を随時実施している。ただし、学内判定会議の関係で合格発表は年 4 回の実施となっている。志願者は希望する入学者選抜時期試験日を選択することが可能であり、多様な志願者へ柔軟に対応できるようにしている。

(評価の視点 4-5)

2020 年度入試では、教授・准教授から構成される 2 名の面接委員で入学者選抜面接を行っている。また、入学者の選抜は学長、副学長と本研究科の教授で構成される判定会議（研究科委員会）において厳正かつ公正に実施され、最終的には学長の承認を経て決定される。

(評価の視点 4-6)

2020 年度入試より海外勤務、海外留学、障がい等により対面での面談が困難な状況にある志願者や、やむを得ない理由がある場合は一定の条件のもと、スカイプ等を利用した遠隔での面談を可能としている。主な遠隔面談実施の条件は以下の通りである。

- ・ 遠隔での面談時は教員 2 名以上で実施すること
- ・ 海外在住者であること
- ・ 対面での面談が困難であるやむを得ない理由があること
- ・ 過去において研究科内の教員と直接面談等を行ったことがあること
- ・ 画像および音声での遠隔面談が可能であること
- ・ 本学学長が許可する者であること

これらにより障がいのある者も問題なく入学試験を受験するための体制が整えられている。

(評価の視点 4-7)

本研究科専門職学位課程の入学定員は 20 名（1 年コース 10 名、2 年コース 10 名）である。過去の定員充足率は 2017（平成 29）年度 140%、2018（平成 30）年度 75%、2019 年度 145%となっているが、定員を超える受験者の増加に対応した結果であり。年度ごとにやや変動が見られるものの 3 年間の定員充足率の平均は 120%であり、教育実施上も特に問題はなく、おおむね適切に管理されている。

(評価の視点 4-8)

基礎的学力に加えて、公衆衛生分野の高度専門職業人として活躍できる職能を涵養するにふさわしい資質を有するかどうかの適性判断を行うため、面接による口述試験を最も重視している。

標準修業年限 1 年コースの入学者選抜においては、志願者の実務経験に基づいて、口述試験の中で特に入学志願者の実務能力や問題解決能力を評価している。また英語力については必要に応じて英語での面接も実施している。1 年コース志願者で、事前申請により試験結果や実務経験の内容によって、2 年コースでの合格判定も受けられる制度も整備している。

さらに、2018（平成 30）年度より、志願者が都合に合わせて出願時期をより柔軟に選択できるローリング・アドミッション方式（Rolling Admission）による選抜方法を開始している。これは入学志願者から願書を受け付けた時点ですみやかに審査を開始する選抜方法である。便宜上年 4 回の合格発表日を設定しており、志願者がより出願しやすい体制を構築している。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-1：「2020 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科学生募集要項」
- ・ 添付資料 4-1：「帝京大学入学者選抜規程」
- ・ 添付資料 4-2：「帝京大学入試委員会規程」

- ・添付資料 4-3 : 「2020 年度 公衆衛生学研究科 入試説明会 (チラシ・会次第)」
- ・添付資料 4-4 : 「帝京大学板橋キャンパス教員便覧 2019」
(障害のある学生への支援の基本方針 175 頁)
- ・基礎データ (表 5) (表 6)
- ・帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科/目的とポリシー
<http://www.teikyo-u.ac.jp/faculties/graduate/sph/policy/>
- ・帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科/入試情報
<http://www.teikyo-u.ac.jp/faculties/graduate/sph/entrance/>

「4 学生の受け入れ」の点検・評価

（1）検討及び改善が必要な点

年2回の入試説明会開催および志願者の希望により随時授業見学、事前個人面談を行っている。また2019（令和元）年度入試よりローリング・アドミッション方式（Rolling Admission）の導入で、随時出願となっており、速やかな選抜の実施が行われ、志願者にとってより柔軟な体制としている。ただし、事前個別面談のスケジュール調整や随時出願に伴う対応についてはかなりの負担がある。（評価の視点 4-4,4-8）

本年度の入学試験より海外勤務、留学中、障がいのあること等により対面での面談が困難な状況にある志願者や、やむを得ない理由がある場合は一定の条件のもと、遠隔での面談を可能としたが、明確な周知がなされていなかった。（評価の視点 4-6）

（2）改善のためのプラン

随時授業見学、事前個人面談においては希望者が多いため継続していきたいが、実施方法等の工夫（分担表一覧作成等）による面談担当教員の負担軽減を検討。（評価の視点 4-4）

やむを得ない理由がある場合は一定の条件のもと、遠隔での面談を実施する旨を、募集要項等に記載するなどして周知していきたい。（評価の視点 4-6）

5 学生支援

項目 15：学生支援

各公衆衛生系専門職大学院は、学生が学習に専念できるよう学生生活全般、各種ハラスメントへの対応、奨学金などの経済的支援、障がいのある者の受け入れに関する相談・支援体制を大学全体の体制等と連携することにより整備し、支援することが必要である。また、これらの体制等については、学生に対し周知を図ることが必要である。

各公衆衛生系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生・修了生の自主的な活動に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための相談・支援体制を整備し、支援を行っていること。〔F群〕

5-5：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-6：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生・修了生の自主的な活動に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

（評価の視点 5-1）

学生生活全般については、入学時オリエンテーションにて、キャンパスガイドや院生室の利用方法についてなどの資料配付を行い説明を行っている。また、学生一人に対して教員一人がアカデミックアドバイザーとして割り当てられ、学習・課題研究の進め方や履修に関する相談、進路に関する相談、家族または自分自身の健康問題や奨学金も含めた経済的問題など学問への取り組みに支障がないかについての相談にのるという体制をとっている。アカデミックアドバイザーは最低月に1回面談等により学生の状況を確認することが義務となっている。これらの面接結果をLMSに記載することを義務づけており、毎月第一もしくは第二木曜日に全専任教員が参加する「定例学生報告（学生会議）」を行い学生の状況を共有し、問題があった場合には早期に指導する体制をとっている。さらに、オリエンテーションや研究発表会等の後に開催される、教員・学生が参加する懇親会の機会などに、全教員が全学生を指導するという研究科の方針を伝えている。なお、各教員の連絡手段として、学生には全専任教員のメールアドレスのリストを配付し周知している。学生向けのメーリングリストも設置して学生生活支援を目的とした情報共有に活用している。

健康相談や、心的支援については、キャンパス内に設置された「保健室」に、看護師が1人勤務しており、健康相談、病気や怪我の応急処置、病院や診療所の紹介などを行っている。また、

定期健康診断を年 1 回実施し、疾病の早期発見と予防に努めている。

保健室は、心や体に悩みを抱えた学生が気軽に利用できるよう「帝京大学板橋キャンパス キャンパスガイド（学生生活案内）2019」に記載して周知に努めている。常時学生の都合のよい時間帯に相談に応じる事ができるよう配慮しており、相談内容によっては、学校医との面接を行っている。必要に応じて、板橋キャンパス内に設置されている帝京平成大学臨床心理センターによるカウンセリングや心療内科を紹介している。

（評価の視点 5-2）

本学においては、「帝京大学板橋キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止規程」及び「帝京大学板橋キャンパスアカデミック・ハラスメント防止規程」を整備している。

学生からのハラスメントについては、板橋キャンパス事務部学生課が相談窓口となっており、問題が発生した場合、適切に対応できるようになっている。なお、ハラスメントの相談については、4 月のオリエンテーションで学生に説明しており、学部生及び大学院生に配付している「帝京大学板橋キャンパス キャンパスガイド（学生生活案内）2019」でも周知している

教職員からのハラスメントについては、板橋キャンパス事務部総務課庶務係が窓口となっている。また、ハラスメントの相談については、新任教員に対して行われる新任教員対象説明会で説明しており、板橋キャンパスの全教職員に配付している教員便覧でも相談窓口を周知している。

ハラスメントの問題が生じた場合は、理事長の指示のもと、該当の委員会が招集されるが、委員会メンバーは、ハラスメントの内容、対象者（教職員、学生）等により、若干異なる。

教職員のハラスメントの防止対策の一環として、2013（平成 25）年度に女性医師研究者・支援センターにおいて、ハラスメントに関するアンケートを実施し、調査の分析結果を所属長（研究科長）にフィードバックしている。また、同センター主催でハラスメント講習会の取組みも行っており、教員も可能な限り参加している。

（評価の視点 5-3）

学生生活担当の教員を定め、学外の奨学金募集情報を収集し、学生及び教員へ随時情報提供を行うとともに、次年度の入学予定者にも事務部を通して情報提供を行っている。また、事務部に集まる奨学金情報はメール等で全学生に周知がなされている。

学生の経済的支援のための制度としては、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金制度が挙げられる。また、「日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除に関する学内選考規程」も整備されており、学生からの奨学金の相談に関しては、板橋キャンパス事務部学生課学生係が窓口になっている。

在学中に特定の資格を取得することを奨励し、当該資格を取得した在学生に対して、資格検定料相当額を奨学金として支給する制度「資格支援取得制度」があり本研究科の学生も実績がある。

民間の奨学金・助成金に関する事例として、2017（平成 29）年には、「一般社団法人 協力隊を育てる会」より 2 名が助成金を得た。また 2018（平成 30）年「一般社団法人アフリカ協会」から 2 名が奨学金を得て、海外調査研究の費用として利用できた。

（評価の視点 5-4）

本研究科が 2011（平成 23）年に開設されて以来、支援を要する障がいのある学生は入学して

いない。

帝京大学では在籍する障がいのある学生に、各キャンパスが個々の学生の実情に応じて支援を行っており、本研究科のある「板橋キャンパス」では以下の配慮が行われている。

大学棟本館は、初期設計の段階から「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」に則り、バリアフリー対策を行っている。

表 E 本学板橋キャンパス大学棟本館におけるバリアフリー対策の例

- ・ 大学敷地出入り口から入館までの誘導床材の設置
- ・ 溝蓋は車椅子等の車輪が落ちないものの設置
- ・ 車椅子使用者のための駐車スペース(建物内)の設置
- ・ 敷地内及び建物内の階段に手摺を設置
- ・ 段差部分に十分な勾配をとった手摺付のスロープを設置
- ・ 車椅子使用者が円滑に通行できる通路幅及び建物の出入り口(自動ドア)幅を設置
- ・ 7基あるエレベータはすべて車椅子使用者対応型、また、操作ボタンには点字を設置
- ・ 階段やエレベータとは別途に地下1階から5階までのエスカレーターを設置
- ・ 各階に多目的トイレ(非常呼出付)を設置
- ・ 講義室に車椅子使用者を念頭においたスペースの確保や机を選定
- ・ 事務部カウンターに車椅子使用者対応可能なローカウンターを設置
- ・ 図書館内においてのゲート・書架の間隔など車椅子使用者が通行できる幅を確保

本研究科において、障がいのある学生の在籍実績はないが、「帝京大学・帝京短期大学における障害のある学生への基本方針」に基づき全学的に取り組んでいる。板橋キャンパスの他学部の例として、手話通訳やノートテイカーの配置の実績がある。

また、心や体に悩みを抱えた学生が気軽に保健室を利用できるよう「帝京大学板橋キャンパスキャンパスガイド(学生生活案内)2019」に記載して周知に努めている。メンタルケアの相談は、必要に応じて、板橋キャンパス内に設置されている帝京平成大学臨床心理センターによるカウンセリングを紹介している。

(評価の視点 5-5)

本研究科専門職学位課程は、高度専門職人材の育成が最も重要なミッションである。学生一人一人に配置されている①アカデミックアドバイザーが、履修指導・生活指導と合わせて、個別に進路について相談を行う体制となっている。また、本専門職学位課程では課題研究が必修科目であり、②研究指導教員が中心となって指導にあたるもとで具体的な公衆衛生問題解決を念頭にした研究課題に取り組む。課題研究は基本的に学生の問題意識に基づいて行われるものであるため、学生は研究指導教員からも修了後の進路につながる助言を受けることもできる。

さらに、これとは別に③キャリア支援担当教員(2名)を定めており、以下のキャリア支援活動を実施している。

- ・ 学生・教員を対象にしたメーリングリストを運営して、進路に関する各種情報提供を行ってい

る。

- ・キャリア支援活動（本研究科の修了生、行政や民間から外部講師によるキャリアセミナーを主要 5 領域から最低年に 1 回行うようにしており、研究科全体で年間 5 回以上実施している）
なお、本研究科が費用を負担して民間が実施するキャリアフェア・グローバルフェスタに出展して本研究科の PR と共に在校生がキャリア相談を受ける機会を提供している。

表 F キャリアセミナー

2018 年度
第 1 回「産業保健分野における保健事業と関連ビジネス」 日時 2018 年 7 月 4 日（水） 講師 高野賢裕（ヘルスケアトータルソリューションズ株式会社 代表取締役） 谷島信幸（一般社団法人労働保健協会 常務理事）
第 2 回「異文化交流と分野横断型プロジェクト研究：海外でのキャリア形成について」 日時 2018 年 9 月 18 日（火） 講師 島津秀康（英国ラフバラ大学数理科学科 講師）
第 3 回「国際開発コンサルタントとして活躍するには」 日時 2018 年 10 月 5 日（金） 講師 和泉隆一（国際開発ジャーナル社 部長）
第 4 回「ヘルスコミュニケーションの政策と実践：がん対策におけるがん情報の提供」 SPH で学んで役に立ったこと、がん対策情報センターで求められる人材 日時 2018 年 10 月 10 日（水） 講師 早川雅代（国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報提供部 室長）
第 5 回「国際機関で働くということ」 日時 2018 年 10 月 24 日（水） 講師 渋井優（UNICEF ナイロビ事務所）
第 6 回「なぜ今、医師に起業が求められるのか」 日時 2018 年 11 月 15 日（木） 講師 田 真茂（株式会社ドクターズプライム）
第 7 回「日本における Field Epidemiology Training Program（FETPj）の活動について」 日時 2019 年 1 月 27 日（日）12:40 - 13:40 講師 福住宗久（国立感染症研究所 感染症疫学センター 第一室 研究員）
2019 年度
第 1 回「ワクチンヘジタンスにどのように向き合うか」 日時 2019 年 5 月 30 日（木） 講師 藤森 誠（藤森小児科 院長）

第2回「保健行政の現場 昔の保健所と今の保健所はどう変わったか」

日時 2019年6月18日（火）

講師 坂野晶司（東京都北区保健所保健予防課長事務取扱）

第3回「ハーバード大学公衆衛生大学院 visiting scholar」

日時 2019年10月3日（木）

講師 天野方一（公衆衛生学研究科 博士課程）

第4回「これからの産業保健と健康経営」

日時 2019年12月21日（土）

講師 渋谷克彦（公衆衛生学研究科）

（評価の視点 5-6）

外国人留学生に対しては、研究指導教員やアカデミックアドバイザーが学習・生活上の相談等に対応している。また、私費外国人留学生に対し、経済的負担を軽減するため、授業料減免制度(減免額 20 万円)があるが、2019（令和元）年度に本研究科に対象者はいない。

ハーバード特別講義、帝京国際サマースクールにおいて、海外提携校から短期留学生を受け入れており、学校別に担当教員を割り振っている。ハーバード特別講義は日本学生支援機構から海外留学支援制度（協定受入）に採択されている。

社会人に対しては、厚生労働省の教育訓練給付金制度において、2018（平成 30）年度より 1 年コース・2 年コース共に専門実践教育訓練講座の指定を受けており、複数の利用者がいる。

（評価の視点 5-7）

同窓会とも連携し、研究会やキャリアセミナーを開催するなどして、在校生・修了生に交流・情報交換の場を与えている。このような活動については本研究科のウェブサイトで広報や報告を通じた支援も行っている。教員も多くの機会に参加し、月 1 回の「定例学生報告（学生会議）」にて全教員で情報を共有して、組織的に支援できる体制を整えている。

普段の生活については、学生委員として役割（委員長、図書委員、5S【整理・整頓・清掃・清潔・躰】委員、物品機材担当）を分担し、学生生活に関わる問題が生じた場合は学生生活担当教員やアカデミックアドバイザーに容易に相談できる体制となっている。

（評価の視点 5-8）

各学生に対してアカデミックアドバイザーが 1 対 1 で配置されること、研究指導教員が 1 名以上配置され課題研究の指導を行うこと、教員全員で指導に取り組むことが特色である。

本研究科は 2011（平成 23）年に設立されて、2019（令和元）年 3 月には修了生が 100 人を超えた。同窓会も設立され、修了生と在校生の交流（ホームカミングデイ）等を通じて、キャリアモデルを提示しており今後のキャリアアップに繋がることが期待される。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」

- ・添付資料 4-4：「帝京大学板橋キャンパス教員便覧 2019」
(障害のある学生への支援の基本方針 175 頁)
- ・添付資料 5-1：「帝京大学板橋キャンパスアカデミック・ハラスメント防止規程」
- ・添付資料 5-2：「帝京大学板橋キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止規程」
- ・添付資料 5-3：「帝京大学・帝京大学短期大学私費外国人留学生授業料減免規程」
- ・添付資料 5-4：「日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除に関する学内選考規程（公衆衛生学研究科規程）」
- ・添付資料 5-5：「帝京大学資格取得支援制度規程」
- ・添付資料 5-6：「専門実践教育訓練講座指定等通知書」
- ・添付資料 5-7：「2019 年度海外留学支援制度（協定受入）採択結果」
- ・添付資料 5-8：「帝京大学板橋キャンパス キャンパスガイド（学生生活案内）2019」（23～28 頁）

「5 学生支援」の点検・評価

（１）検討及び改善が必要な点

各学生に対して１名のアカデミックアドバイザーを配置しているが、学生との時間調整等が難しい場合はメールでの対応となることがある。可能な限り日程調整を行い、対面での相談・指導を行っていききたい。（評価の視点 5-8）

（２）改善のためのプラン

学生の現状について、教員間で情報を共有するために、現在、毎月第１木曜日に全教員が参加して開催している、学生報告において担当教員（アカデミックアドバイザー、研究指導教員）以外にも支援が必要な情報（修学・進路等）について報告して LMS に学生ごとに毎月の記録を残している。このように、全教員の間で情報を共有し、これらの情報を活用して必要な対策を迅速・確実に取れるようにする。

6 教育研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備

各公衆衛生系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、各公衆衛生系専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

- 6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を公衆衛生系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門院」第17条）〔F群、L群〕
- 6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕
- 6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕
- 6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕
- 6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕
- 6-6：施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 6-1）

本専門職学位課程における講義は主に大学棟本館 5 階にある講義室（定員約 90 名、151.75 m²）で行っている。当該講義室には液晶プロジェクター、スクリーン、AV 機器、書画カメラ(実物投影機)が設置されており、各教員は持参した PC やスライド教材等を用いて講義を行う。講義室内には、無線 LAN の環境も整備されている。

統計解析ソフトウェアを使って演習を行う講義（基礎生物統計学、応用生物統計学、データ解析演習）は、基本的に PC ルーム（3 室）で行う。一般の講義室として、他に、大学棟本館 1 階の学習室 1-1 室（定員約 16 名、28.56 m²）や大学棟 2 号館 B1 階のゼミ室 4（定員約 58 名、99.14 m²）を利用することもある。

本専門職学位課程の教育形態に対応できるよう、適切に整備している。

（評価の視点 6-2）

4 号館 2 階に本研究科学生専用の大学院生室 2 部屋（各部屋 59.84 m²、合計 119.68 m²）が設置されている。この部屋を研究、自習、学生の自主的な勉強会及び各種情報を掲示するスペースとして供している。

学生一人一台個人専用の PC を貸与しているが、室内に、インターネット環境、スキャナー機能付きプリンターの設置など、学習環境の整備に努めている。学生の自主的学習のための環境として、図書館の閲覧室が開館日の 24 時まで利用可能である。

PC ルームも授業等で使用しない時間帯は積極的に開放している。また、870 席ある学生食堂は、午後の食堂閉店後も、学生の自主学習及び学生相互の交流に利用できるよう 22 時まで開放されている。4 号館 2 階の共通会議スペースは交流、グループ学習などに自由に使うことができる。

(評価の視点 6-3)

大学棟本館は、初期設計の段階から「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」に則り、バリアフリー対策を行っている（表 E）。

本研究科において、障がいのある学生の在籍実績はないが、「帝京大学・帝京短期大学における障害のある学生への基本方針」に基づき全学的に取り組んでいる。板橋キャンパスの他学部の例として、手話通訳やノートテイカーの配置の実績がある。

(評価の視点 6-4)

講義室、教員居室のある大学棟本館、および、大学院生室のある 4 号館では、有線および無線 LAN を通じ、インターネットへの接続ができる。学内 LAN では、板橋・八王子・宇都宮・福岡の各キャンパス図書館横断のオンライン蔵書目録（OPAC）の利用、電子ジャーナル・電子書籍・データベースの検索・閲覧、図書館間相互貸借（ILL）のオンライン申し込み、板橋キャンパスでの包括契約に基づく Microsoft 社製ソフトウェア、統計解析ソフトウェアのダウンロードを行うことができる。さらに、インターネット学習支援ツールとして、LMS を導入し、講義資料などに常時アクセスできる環境を確立している。

(評価の視点 6-5)

2015（平成 27）年度から 2016（平成 28）年度まで本研究科において実施していた文部科学省高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム「帝京大学産業保健高度専門職養成の大学院プログラム」事業の教育補助業務として、在校生のために Teaching Assistant (TA) 制度を、また、研究活動への参加のため、Research Assistant (RA) 制度の導入を行っており、プログラムを通して学生については人的な補助体制と幅広い知識・経験を修得する場を提供していた。同プログラム終了後は、その発展として 2017（平成 29）年度に設立された帝京大学産業環境保健学センターの枠組みの中で、TA 制度および RA 制度が保持されている。

(評価の視点 6-6)

教育研究環境の整備についての特色としては下記の事項があげられる。

- ・ 本研究科学生専用の大学院生室が整備され、各大学院生は占有のロッカー、デスクを利用できるほか、共通の談話スペースも設けられている。学問上の議論、私的な交流ができる環境であり、充実した学習環境と人的ネットワークづくりに有効な空間が提供されている。
- ・ 教育と学習を支援するシステム LMS を導入し、講義資料の配付、課題の授受、ポートフォリオを活用している。
- ・ 非医療系学生に対しては必要な医学的な知識が体系的に習得できるように医学共通科目を設けている。また、本学医学部 5 年生の「衛生学公衆衛生学実習」を 2 週間にわたり実習補助として参加することにより、国民や地域住民の健康維持・増進に関わる専門家としての自覚を養成している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-14 : 「帝京大学 LMS ハンドブック 2019 (学生用)」
- ・添付資料 5-8 : 「帝京大学板橋キャンパス キャンパスガイド (学生生活案内) 2019」 (32～36 頁)
- ・添付資料 6-1 : 「大学院生室の利用方法 2019」
- ・添付資料 6-2 : 「帝京大学板橋キャンパス PC ルーム利用規程」
- ・添付資料 6-3 : 「帝京大学板橋キャンパス LAN 利用規程」
- ・添付資料 6-7 : 「帝京大学産業保健高度専門職養成の大学院プログラム TA・RA 規程」

項目 17：図書資料等の整備

各公衆衛生系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとする必要がある。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

6-7：図書館（図書室）には公衆衛生系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F 群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間が、公衆衛生系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F 群〕

6-9：図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 6-7）

本研究科においては、帝京大学医学総合図書館利用規程により医学総合図書館を利用することができる。同図書館では 2019（令和元）年 3 月 31 日時点で蔵書数約 24 万冊、学術専門雑誌約 3,250 種、オンラインジャーナル約 9,000 誌を利用できる。

教員及び学生は学内蔵書目録検索(OPAC)及び文献検索データベースとして医中誌 Web、PubMed、Web of Science、Scopus、CINAHL Complete などを利用できる。Elsevier 社 ScienceDirect（ジャーナル）、Elsevier 社 Scopus（データベース）、SpringerNature 社のうち旧 Springer 社提供のジャーナルについてはリモートアクセスができる。

「公衆衛生」という学問領域を考えた場合には、医学のみならず法律・経済・社会学などの分野にも深く関わる可能性があるが、その場合にも総合大学である本学の利点を生かし、人文社会学系学部を有する他キャンパス図書館によるバックアップサービスを提供している。

他キャンパスの蔵書は共通のインターネット OPAC で検索することができ、利用したい図書があれば、画面から予約ボタンを押すだけで他キャンパスから板橋キャンパスへ配送され、板橋キャンパスの図書館で受け取ることができる、キャンパス間配送サービスも行っている。

雑誌については医学総合図書館において ProQuest Public Health を契約し、八王子キャンパス図書館では人文社会学系 ProQuest データベース（全文閲覧可能、タイトルあり）を契約していることから、板橋キャンパスからも人文・社会科学系の学術雑誌へのアクセスを高めている。

また、同図書館は国立情報学研究所(NII)のネットワークに参加しており、NPO 法人日本医学図書館協会(JMLA)の加盟館として医学・医療分野の研究機関と緊密な協力関係にあるため、本学以外の機関との相互協力による文献入手のルートも確立している。

（評価の視点 6-8）

図書館の利用規程により、学生と教員は帝京大学医学総合図書館を利用できる。利用方法については、図書館利用案内パンフレット、キャンパスガイド、教員便覧等で周知している。同図書館は閲覧室(1,249 m²、座席数 491 席)、個人用閲覧席(キャレル)、視聴覚ブース及び学習室を設置

し、カウンターサービスは平日 9:00～17:00、土曜日は 9:00～12:30 であるが、月曜日から土曜日までカード認証により 24 時まで入館及び利用ができる(休館日である日曜・祝祭日、年末年始、大学創立記念日除く)。

職員不在となる夜間においても、自動貸出返却装置が設置してあるため、図書の貸し出し手続きは支障なく行うことができる。貸出延長については OPAC 画面からも手続き可能であることから、利用規程や開館時間は学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっている。

(評価の視点 6・9)

帝京大学医学総合図書館では、各学部および各研究科に対して、学校図書費で図書室の蔵書として洋書および和書を購入するための予算措置が図られており、公衆衛生学研究科の教員および学生からの希望に基づき、本研究科の図書委員が蔵書のための図書の確認を行い、図書館に発注することができる。

公衆衛生学研究科においては、疫学、生物統計学、保健行政学・医療管理学、環境衛生学・産業保健学、行動科学・健康教育学に関連する領域の固有の分野の図書資料を蔵書として揃えることができる。

<根拠資料>

- ・添付資料 5-8 : 「帝京大学板橋キャンパス キャンパスガイド (学生生活案内) 2019」 (32,33 頁)
- ・添付資料 6-4 : 「帝京大学医学総合図書館利用規程」
- ・添付資料 6-5 : 「図書館利用案内パンフレット」
- ・添付資料 6-6 : 「帝京大学板橋キャンパス教員便覧 2019」 (医学総合図書館 119～124 頁)
- ・帝京大学ホームページ/図書館の紹介 <http://www.teikyo-u.ac.jp/introduction/>
- ・帝京大学ローカルホームページ/医学総合図書館/リモートアクセス
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~library/ej-r.html>

項目 18：専任教員の教育研究環境の整備

各公衆衛生系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。

＜評価の視点＞

6-10：専任教員の授業担当時間が、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F 群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F 群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F 群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 6-10）

公衆衛生学研究科の一部の教員は、本研究科の講義だけでなく、医学部、薬学部、医療技術学部および医学研究科の講義の一部も担当している。

専任教員の授業担当時間が、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていることを確認するため、各教員の学内講義担当の年間総実時間の調査を行った結果、講義時間数は 32 コマから 97 コマの範囲（平均 63.2 コマ）であった。範囲が広く、教員によってかなりの違いが認められるが、最終的な講義時間のコマ数の決定は、職位および本学における講義以外の各種委員会の委員や研究科内の担当など種々の違いに関しても全体的に把握・検討することにより、本件に関して大きな問題が生じないよう配慮している。専任教員の教育の準備及び研究に配慮したものにするためには、授業担当時間のみの検討だけでは、隠れた不均衡が生じる可能性があるため、上記のように種々の業務全体を通した総合的判断を行っている。

（評価の視点 6-11）

専任教員に対する個人研究費は資料「学校法人帝京大学研究費事務処理規程」により支給され、その額は毎年学長により職位ごとに決定が行われている。また、研究に必要な旅費も「学校法人帝京大学旅費規程」に基づき支給され、適切な配分が行われている。さらに、文部科学研究費補助金の申請に関しても活発に行われており、2014（平成 26）年より、意欲的な若手研究者のサポートを目的として、「帝京大学研究奨励助成金」制度が新設され申請することも可能となっている。教員の研究室については、教授には個室が割り当てられており、准教授、講師、助教には共同の研究室が与えられ、同フロアにある医学部衛生学公衆衛生学講座の協力体制の下で十分な教育研究環境を整えている。

（評価の視点 6-12）

本学では専任教員に対しては、週 5 日半（月～金曜日と土曜日の午前）のうち 1 日を「研究日」にあてることが可能であり、研究教育活動に必要な機会を得ることができる。また大学から支給される個人研究費や外部から獲得して研究を利用した出張などで、学会やシンポジウムに参加することが可能であり、最新の教育・研究内容に関しても情報収集することが可能である。研究専念期間制度は本学では保証されておらず、専ら学会出張等の短期的対応がそれに相当する。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-8 : 「学校法人帝京大学研究費事務処理規程」
- ・添付資料 6-9 : 「学校法人帝京大学旅費規程」
- ・基礎データ (表 3) (表 8)

「6 教育研究等環境」の点検・評価

(1) 検討及び改善が必要な点

専任教員の授業担当時間については多少の差が見受けられる。(評価の視点 6-10)

(2) 改善のためのプラン

本研究科の講義だけでなく、他学部等の担当講義や各種委員会、運営担当を含め専任教員の役割や担当について現状把握を継続的に行い、負荷が生じる者については負担軽減・調整を適宜検討し、研究等が行える環境を整備する。(評価の視点 6-10)

7 管理運営

項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各公衆衛生系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、国内外の行政機関・保健医療や福祉、環境に関する諸機関・教育研究機関・民間組織、その他公衆衛生分野関連の外部機関等との連携・協働等を適切に行う必要がある。

なお、公衆衛生系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F 群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F 群〕

7-3：公衆衛生系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F 群〕

7-4：国内外の行政機関・保健医療や福祉、環境に関する諸機関・教育研究機関・民間組織、その他公衆衛生分野関連の外部機関等との連携・協働等が適切に行われていること。〔F 群〕

7-5：公衆衛生系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

(評価の視点 7-1、7-2)

「帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程」において、教学面に関する管理運営を適切に行うため、本学大学院学則第 9 条～第 10 条に則り、各研究科において研究科委員会を設置し、教育及び研究に関する重要事項を審議し、大学運営の円滑な遂行を図っている。本研究科委員会は、専任教授をもって構成されており、学長もしくは研究科長が招集して、議長となる。

定例の研究科委員会は、月 1 回の頻度で、研究科長が招集して開催している。主な審議事項は、本研究科に関する学則や各種規程の改定、授業・指導及び修学全般に関する事項、学生の賞罰・入退学・休学・進級及び修了に関する事項、教育・研究に関する事項、自己点検・評価に関する事項などであり、審議した内容は、学長が決定を行う。

入学試験判定の審議の際には、学長が研究科委員会を招集し開催して、その議長を務める。また、研究科委員会で決定した事項や各種報告の場として、研究科教員会議を月に 1 回開催している。この会議は、本研究科の専任教員全員に加えて、必要に応じて兼担の教員も参加し、研究科の基本方針を周知徹底するとともに、日常の運営に係わる諸事項の協議や調整の場としている。

さらに研究科教員会議のない週には毎週行っている本学医学部衛生学公衆衛生学講座との合同会議の場で簡単な連絡事項の報告を行っている。

また別途、月に 1 回行っている学生会議においてはアカデミックアドバイザー及び指導教員からも担当学生全員の学習状況や生活にかかわる状況等を報告することとしており、教員全員による学生指導に役立っている。

(評価の視点 7-3)

大学院研究科長の選任においては、「帝京大学学部長等選任規則」において定められている。本学の建学の精神をよく理解しその実現を着実にに行い得る者であり、理事会が選任する。任期は3年であり、理事会が必要と認めるときは延長することができる。

なお、任期中に定年を迎える場合は定年までとなっており、本研究科では前任の研究科長が定年で任期が切れたことを受け、2018（平成30）年度から現在の研究科長となっている。

(評価の視点 7-4)

本研究科の外部機関等との主な連携は以下の通りであり、教育や研究を行うために十分な連携および社会貢献ができています。

○国内外の行政機関

- ・ 大学との協定：東京都北区、板橋区
- ・ 委員会委員：内閣府新開発食品部会新開発食品評価第一調査会（山岡、2019）、墨田区健康づくり総合計画基礎調査検討委員会委員（福田、2019 年度）、渋谷区国民健康保険データヘルス計画策定委員会座長（福田、2017 年度）、町田市保健所運営協議会委員（堀内、2018 年度）
- ・ 研究：神奈川県、東京都北区、箱根町
- ・ 実習・インターンシップ：厚生労働省、東京都健康長寿医療センター研究所
- ・ 社会医学系専門医プログラム：北区での研修
- ・ 国際機関：WHO、ILO

○保健医療や福祉、環境に関する諸機関

- ・ 労働科学研究所：協定
- ・ 東京都国民健康保険組合連合会：協定
- ・ 国民健康保険中央会：インターンシップ
- ・ 日本看護協会：調査研究委員、出版物の共著
- ・ 地方職員共済組合：受託研究
- ・ 労働問題リサーチセンター：受託研究

○教育研究機関及び公衆衛生関連の外部機関

- ・ 他の公衆衛生学研究科など：先行する「京都大学」、「九州大学」、「東京大学」及び「聖路加国際大学」等の公衆衛生系大学院とは、「公益財団法人大学基準協会」の公衆衛生系専門職大学院でのワークショップへの参加などを通して、公衆衛生系大学院の教育・研究や認証評価に関する意見交換を行っている。
- ・ 公衆衛生専門職大学院連絡協議会／公衆衛生大学院プログラム校連絡会議：公衆衛生大学院（専門職大学院）及び MPH 等取得可能な大学院による会議
- ・ 衛生学公衆衛生学教育協議会：全国医学部の衛生学公衆衛生学関連の協議会の会員
- ・ 海外の教育研究機関：英米の大学の教授による講義（ハーバード特別講義）を行っている。同特別講義や、夏期（s 学期）の帝京国際サマースクールのために来日する米国やアジアの各大学学生との交流が行われている。また、共同研究に関する交流も行っている。

表 H 海外提携校（本研究科と関連の深いもの）

イギリス	ダラム大学	中国	ハルビン医科大学
イギリス	オックスフォード大学	中国	河南大学
イギリス	ケンブリッジ大学	台湾	台北医学大学
アメリカ	ハーバード大学	台湾	義守大学
アメリカ	南カリフォルニア大学	タイ	チュラロンコン大学
インドネシア	国立インドネシア大学	タイ	マヒドン大学
インドネシア	アトマ・ジャヤ大学	フィリピン	フィリピン大学マニラ校

○民間組織の協定

- ・メディカルプリンシプル社（民間医局）、ヘルスケアトータルソリューションズ

○実習先

- ・産業環境保健学実習：三菱マテリアル研究所、日本メカニック、日本製鉄君津製鉄所、マルハン株式会社、東京都公園協会、小名浜製錬株式会社、
- ・終末期医療実習：医療法人社団ますお会第2北総病院(千葉県鎌ケ谷市)、医療法人実幸会 いらはら診療所 (千葉県松戸市)、医療法人社団寿光会 介護老人保健施設エスポワール市川 (千葉県市川市)
- ・インターンシップ：Save the Children Japan

○共同研究／学術指導等

- ・株式会社 NAC、味の素ファンデーション（受託研究）、日赤医療センター（共同研究）、公益財団法人がん研究会（共同研究）、日立製作所、日立システムズ、島津製作所

○非常勤講師

- ・シオノギ製薬、日産自動車、アシガワ・デ・クラッソ、TTS 法律会計事務所、日立製作所、JXTG エネルギー、日本製鉄君津製鉄所、医学統計学研究センター

○キャリアセミナー

- ・国際労働機関 ILO、聖隷浜松病院、人事院、ヘルスケアトータルソリューションズ株式会社、一般社団法人労働保健協会、英国ラフバラ大学、国際開発ジャーナル社、国立がんセンター、ユニセフナイロビ事務所、株式会社ドクターズプライム、国立感染症研究所、千葉市医師会、北区保健所、ハーバード大学公衆衛生大学院

（評価の視点 7-5）

本研究科において基礎となる学部は、医学部であり、また、大学院医学研究科においては、公衆衛生医学を主科目とする社会医学分野が設置されており、これらの学部・研究科と密接に関係を保って、連携が適切に行われている。

例えば、医学部衛生学公衆衛生学講座とは、毎週 1 回、合同の教員会議を開催し、情報の共有を行うと共に相互の講義・実習等の打ち合わせ及びセミナーを開催し、教育・研究における協働体制をとっている。一方、医学研究科では生物統計学関連の講義を大学院公衆衛生学研究科の教授が担当している。また、医学研究科博士課程学位論文審査にも審査委員として加わるなど、教育・研究面での協働体制をとっている。

また、公衆衛生学研究科には 2014（平成 26）年に博士後期課程が設置された。a) 専門職学位課程との接続性（中教審答申平成 23 年 1 月）、b) 研究と実践のバランス、c) 国際通用性といった 3 つの視点に基づき、研究と実践のバランスを勘案し、専門職学位課程との連携と相乗効果を図っている。

板橋キャンパスでは、公務を円滑に行うため、各学部・研究科から選任された教員で構成した委員会を設置している。

○関連する学内機関・組織

- ・ 医療技術学研究科看護学専攻：産業保健高度専門職の大学院プログラム（履修証明プログラム）での協働
- ・ 帝京大学産業環境保健学センター：センター長、部門長、指導教員が兼任
- ・ 帝京大学臨床研究センター：常任委員、オブザーバー
- ・ 帝京大学アジア国際感染症制御研究所：委員、教員の講義兼任
- ・ 女性医師・研究者支援センター：委員
- ・ 保健センター：委員長
- ・ 医療共通教育研究センター：教員の講義兼任

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-6：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程」
- ・ 添付資料 7-1：「帝京大学学部長等選任規則」
- ・ 添付資料 7-2：「帝京大学板橋キャンパス委員会規程」
- ・ 添付資料 7-3：「帝京大学板橋キャンパス共通委員会組織図」
- ・ 添付資料 7-5：「公衆衛生学研究科委員会議事録」
- ・ 帝京大学ホームページ/教学組織図

https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/administration/edu_organization.html

項目 20：事務組織

各公衆衛生系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔「大学院」第42条〕〔F群、L群〕

7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F群〕

7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

（評価の視点 7-6）

板橋キャンパス事務部は「帝京大学板橋キャンパス事務部組織規程」に基づき、教務課、学生課、総務課、図書課が配置されており、本研究科の管理運営の支援を行っている。

本研究科に関する事務業務の中心となる人員としては、教務課大学院係であり、専任職員3名（係長1名含む）、パート1名からなり、この他に教務課医学部の課長補佐が兼務している。

教務課大学院係の主な業務としては、本研究科および医学研究科に関連する業務であり、委員会の庶務、履修要項・シラバスの作成、入学者オリエンテーションの準備、学籍管理、履修管理、成績管理、学位授与、授業評価の実施、講義室の管理、募集要項の作成、志願者向け説明会の準備等、教務関連及び入試業務全般に亘る。また、事務部責任者の事務長とともに研究科委員会に出席するなど研究科の目的や活動内容等を理解し、必要な事務支援を遂行しており、事務組織として適切な機能を備えている。

学生課においては、学生証の発行、キャンパスガイド（学生生活案内）の作成、奨学金の相談、学生の健康診断・健康管理等の業務を通して本研究科の学生生活を支援している。

総務課においては、教員の人事手続や労務管理、関連規程の管理、研究費等の予算管理、研究室や施設等の管理、研究助成等の業務を通して、本研究科の教職員との連携・支援体制をとっている。

図書課においては、教育・研究に必要な図書館資料の管理、学術情報の利用支援、図書予算の管理、図書館システムの管理・運営等の図書館全般の業務を通して、本研究科の教職員並びに学生を支援している。

研究科運営に係わる業務全般については、研究科長からの指示や教務・入試担当教授らと互いの連絡を図りつつ業務内容に応じた事務的支援を行っている。

なお、本研究科が位置する板橋キャンパス内には、本研究科の業務を所管する事務部の他に、大学本部の事務組織があり、本研究科を含む大学全般的な業務については、本部の各部署と連携して行っている。

表 G 大学本部における主な業務

総務課：入学式・卒業式の企画運営、大学規程の管理、大学の庶務に関する業務等
人事課：人事管理、就業規則の作成・変更、給与・健康保険等に関する業務等
会計課：学納金管理、補助金等申請、事業報告・事業計画の取り纏めに関する業務等
広報課：広報活動の企画・立案・運営、ホームページの制作・管理等
入試室：入試広報活動の企画・立案・運営、入試の出願受付等
情報センター：IT ガバナンス、情報セキュリティに関する業務等

※上記の他に、国際企画課、施設課等がある。

(評価の視点 7-7)

教務課大学院係は事務部内において、関係各部署と連絡を取りあい情報共有を行うとともに密接に関係を保ち、学生および教員のサポートを適切に行っている。例えば、学生に係る学費納入については本部会計課、入試の志願者データの取扱いについては本部情報センター、健康診断、奨学金や学生ロッカーの取扱いは板橋キャンパス事務部学生課と協働で担当している。

また、教員関係については、労務管理や出張申請、教員業績管理は総務課庶務係が担当し、研究費や旅費、物品購入等については庶務課用度係が担当するなど、各部署において適切な運営がなされている。

(評価の視点 7-8)

本研究科の運営に係る全般は主に教務課が担当しているが、国際交流等については教務課担当の他に、事務部内の国際担当者がサポートするなど支援体制が整っている。

板橋キャンパスを拠点として、グローバルオフィスが設置されており、グローバルオフィス委員会では本研究科の教授が委員長を務め、本研究科の教員をはじめ他学部の教員や事務部職員も委員になっている。ここでは、(1) 国際的な学術協定に関する事 (2) 海外の提携学術機関等との研究・教育の交流に関する事 (3) 国際的な学術集会やシンポジウム・セミナーに関する事 (4) 学生の海外留学および外国人留学生の受入に関する事等の意見交換や情報交換等が行われ、本研究科と提携のある海外協定校とのことや、例年 1 月に開催するハーバード特別講義に参加する海外からの留学生についての話し合い等なされる。

また、板橋キャンパス内には、男女共同参画の視点から共同参画構築に向けた支援対策と、研究者の人材育成のため教育基盤の強化を目的とした「女性医師・研究者支援センター」が配置されており、ここでは、教職員および大学院生が参加できる、ジャーナルクラブの開催や、交流カフェ、介護準備やハラスメント等を題材としたセミナー等を実施している。本研究科の大学院生も参加しており、大学における多くの組織が本研究科の教育・研究と関わりをもち、適切な運営がなされている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-6：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程」
- ・添付資料 7-4：「帝京大学板橋キャンパス事務部組織規程」
- ・帝京大学ホームページ/事務組織図

https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/administration/office_organization.html

「7 管理運営」の点検・評価

（1）検討及び改善が必要な点

2017（平成 29）年からは国際サマースクールとして全編英語での講義を夏期（s 学期）に 2 科目開講し、海外提携校からの受入に係る業務が増えたため事務管理部門の負担が大きい。（評価の視点 7-8）

（2）改善のためのプラン

国際関係の業務の見直しおよび事務部門の人員増等による負担軽減の検討を行う。（評価の視点 7-8）

8 点検・評価、情報公開

項目 21：自己点検・評価

各公衆衛生系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した特色の伸長のために活用していくことが望ましい。

<評価の視点>

8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）〔F群、L群〕

8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕

8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕

8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕

8-5：外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

（評価の視点 8-1）

公衆衛生学研究科内に 2011（平成 23）年 8 月に研究科長、専任教授 4 名、事務部課長 1 名の計 6 名を「自己点検・評価担当」に任命し、各年度の終了後に自己点検・評価に関する会議を毎年開催して検討すべき課題と改善策について協議している。この会議で課題として挙げられた項目については、毎月開催される研究科委員会にて審議し教員会議にて情報共有するとともに、改善策について実行可能なものは学期中ないしは翌年度の新たな運営方針として盛り込まれる。また、大きな変革をとまなう事項については別途 FD 活動の一環として教員全員で検討・協議を重ねる場を設けている。

なお、2012（平成 24）年 4 月より「自己点検・評価委員会」を設置した。自己点検・評価報告書は、HP で一般に公開している。

（評価の視点 8-2）

自己点検や認証評価、各種アンケートの結果を教員で共有し、教育研究活動等の改善・向上に結び付けるため、自己点検・評価委員会、研究科委員会、教員会議、FD を通じて行う仕組みが整備されている。

自己点検・評価委員会では、以下事項を審議し、実施している。

・公衆衛生学研究科 における自己点検・自己評価の実施項目、実施方法および実施体制に関すること

- ・公衆衛生学研究科における自己点検・自己評価の結果に基づく改善方法に関すること
- ・その他委員会が必要と認めた 自己点検・自己評価 に関すること

教員会議や FD では、各種アンケート調査やヒアリング結果について、授業内容等の教育・環境の改善に役立てている。審議事項については、研究科委員会にて承認を得ている。

- ・「修了生アンケート」
- ・「板橋キャンパス修了生アンケート」
- ・「授業評価アンケート」
- ・「教育（カリキュラム）評価アンケート」
- ・人材輩出先となる領域の関係者からニーズ等を聴取
- ・修了生の就職した企業へのアンケート調査及び学生の就職先（ディマンド側）からのヒアリング

また、修了生を対象としたメーリングリストや、同窓会（2014（平成 26）年度に立ち上げ）を通じて、系統的に情報交換できる仕組みを整備している。

（評価の視点 8-3）

2015（平成 27）年度の公衆衛生系専門職大学院認証評価では、改善途上であったため、以下の勧告および問題点（検討課題）の指摘を受けた。勧告においては成績評価の厳格性と公平性の観点から真摯に受け止め、また、問題点のいずれにおいても、その後の研究科 FD において検討がなされ、改善を図った。

2015（平成 27）年度 認証評価結果	【勧告】 （１）貴専攻では、レポートや試験の成績不良者に対して、レポートの再提出や再試験を行っており、成績評価において、レポートの再提出者や再試験受験者における成績評価が初回から高評価の者と同等に扱われていることについては、成績評価の厳格性と公平性の観点から、早急な改善が求められる。 【問題点（検討課題）】 （１）２年コースの年間履修登録単位数の上限については、修了要件単位数を上回る 40 単位とされており、制度上、１年で「課題研究」以外の全単位が取得可能であるため、単位制度の趣旨に照らして、適切な履修登録単位数の上限を設定することが望まれる。 （２）授業評価アンケートの結果は学生に公開されておらず、今後、その方法の検討を行うとともに、学生に対して公表することが望まれる。
---------------------------------	---

	(3) 学生の受け入れに関して、入学者数が定員に満たない状況が続いており、2015（平成 27）年度の入学定員に対する入学者数比率は前年度に比べ低下傾向にあり、とくに 2 年コースにおける同比率が低くなっていることから、今後、志願者数の増加に向けた対応策の検討等、一層の努力が望まれる。
2018（平成 30）年 7 月 「改善報告書」の提出	【勧告】 (1) 2016（平成 28）年度シラバスから、各科目の成績評価の欄の記載方法を改善するよう申し合わせた。その結果、評価の項目と各項目の成績評価における割合を明記した科目は、2015（平成 27）年度は 19 科目であったのに対し、2016（平成 28）年度には 41 科目に、2017（平成 29）年度には 45 科目とほとんどの科目で対応するようになった。レポートの再提出等は原則として減点の対象とすることや出席割合が一定の値に満たない場合に単位認定を行わないことを記載した科目は、2015（平成 27）年度は 2 科目であったのに対し、2016（平成 28）年度に 5 科目に、2017（平成 29）年には 8 科目と増加したが、まだ徹底が十分でない。シラバス編集時に記載の確認をする予定である。 上記にてシラバスへの記載割合を示したが、詳細としては以下の取り組みを行った。 シラバス作成および成績評価についての FD を実施し、研究科内において厳格性および公平性について共通認識の周知を図った。 成績評価については、シラバス上にある「成績評価の方法および基準」欄へ、評価の割合を明記するようにした。また、試験やレポートにて成績評価を行う科目で再試験受験者や再レポート提出を行う場合は減点の対象とすることを明記し、初回から高評価の者と同等の評価にならないようにし、公平かつ厳格な成績評価の取り組みを行った。 【問題点（検討課題）】 (1) 2016（平成 28）年度より、2 年コースの履修科目登録の上限を年間 32 単位、1 年コースの履修科目登録の上限を年間 40 単位とした。 (2) 平成 28 年度から授業評価アンケートの結果を学生に公表することとし、図書館で閲覧可能とした。 (3) 2016（平成 28）年度の入学定員に対する入学者数比率は、1 年コースで 0.80、2 年コースで 0.80 であり、在籍学生数比率は 0.77 であった。2017（平成 29）年度の入学定員に

	対する入学者数比率は、1 年コースで 1.30、2 年コースで 1.50 であり、在籍学生数比率は 1.23 であった。今後の入学希望者数の増加のために、現在行っている情報公開等の努力を継続する。 2018（平成 30）年度の入学定員に対する入学者数比率は、1 年コースで 0.70、2 年コースで 0.80 であり、在籍学生数比率は 1.07 であった。
--	--

2019（平成 30）年 3 月 「改善報告書検討結果」	【勧告】 （１）指摘事項への対応として、まず、2015（平成 27）年 12 月に実施した FD の機会を通じて、課題の再提出や再試験を実施した場合、成績評価においては公平性の観点から減点するという考え方を取り入れることが教員間で共有されている。さらに、課題の再提出や再試験を実施する科目については、上記の方針をシラバスに記載するよう併せて共有されている。以上のことから、成績評価の厳格性及び公平性の観点から改善がなされていると判断できる。なお、2017（平成 29）年度では、試験や課題・レポートによって成績評価を行う科目のうち、再試験や課題・レポートの再提出を行う科目は 12 科目であった。このうち、11 科目はシラバスにおいて、再試験や課題・レポートの再提出を行う場合は減点の対象とすることが記載された。しかし、残りの 1 科目については授業内で学生に説明しているものの、シラバスには反映されていないため、より一層の改善が望まれる。 【問題点（検討課題）】 （１）2016（平成 28）年度より、2 年コースの 1 年間に履修登録できる単位数の上限を 32 単位としており、概ね改善が認められる。また、貴専攻ではアカデミックアドバイザー（AA）教員が一人ひとりの学生に対して相談・指導する体制をとっており、履修登録の上限についても学生へ確認を行うこととしている。なお、今後も 1 年コースを含め、引き続き適切な履修指導を行うことが望まれる。 （２）授業評価アンケートの結果については、図書館で閲覧可能としており、この点については入学時オリエンテーション（新年度ガイダンス）において口頭で学生へ説明しているため、概ね改善が認められる。なお、今後も学生に対して着実に周知していくことが望まれる。 （３）2016（平成 28）年度までは定員未充足であったものの、2017（平成 29）年度には入学定員、収容定員ともに充足している。ただし、2018（平成 30）年度においては、再び入学定員が未充足となっており、引き続き改善が求められる。
---	---

（評価の視点 8-4）

本研究科では、2012（平成 24）年度から毎年、「自己点検・評価委員会」による全般的な自己点検・評価を行ってきた。評価結果について研究科委員会で検討を行い、教育研究活動の改善・

向上に結びつけている。協議の結果は研究科内の教員会議にて報告しており、その都度課題については検討している。

具体例としては、前回の認証評価の結果で成績評価方法についての指摘があった際には、その改善を行うべく教員間で検討し、より公正な成績評価に結びつくよう評価方法の明確化に努めた。

(評価の視点 8-5)

自己点検・評価の仕組みについては、本研究科固有の目的である、実学や問題解決ができる人材育成を意識した評価につながるよう、外部評価の仕組みを整えているのが特色である。

具体的には、外部組織のメンバーから成るアドバイザリーボードを編成して、本研究科の運営ならびに教育や研究に関する意見を得る仕組みづくりを行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 8-1：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科自己点検・自己評価委員会規程」
- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/自己点検・評価

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/evaluation.html>

項目 22：情報公開

各公衆衛生系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い組織運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕

8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表していること。〔F群〕

8-8：公衆衛生系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2第1項及び第2項）〔F群、L群〕

8-9：情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

（評価の視点 8-6）

学校教育法第109条に合致するように、2012（平成24）年度から毎年、自己点検・評価委員会による全般的な自己評価・点検が行われている。この結果は平成2014（平成26）年度よりホームページに公表している。

（評価の視点 8-7）

大学基準協会による公衆衛生系専門職大学院認証評価の結果は、公衆衛生学研究科オリジナルホームページで、自己点検・評価のページに認定マークと共に掲載している。また、学生募集要項に記し、入試説明会の場などで認証評価を受けている旨を広く公表している。

（評価の視点 8-8）

本研究科の組織運営と諸活動の状況については、社会が正しく理解できるよう、ウェブサイトを中心に公開しており、学生募集要項や履修要項、パンフレット等の刊行物においても核となる情報を公開している。

特に入学志願者に対しては、本研究科の入試説明会や個別の学校見学時において、本研究科のパンフレット等の資料やパワーポイント等でのプレゼンテーションを基に説明している。また、入学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、本研究科の目的、設置に至る経緯や、組織体制を含む現況についてパワーポイント等でのプレゼンテーションを実施しているほか、履修要項で説明を行っている。

（評価の視点 8-9）

本研究科の固有の目的でもある健康を維持する社会づくりに寄与する点から、その活動を示す情報発信を行っている。具体的には、学生や教員の地域や社会における公衆衛生活動を報告しているのが特色である。また、後述のとおり、社会のためにタイムリーに行動する組織を目指し、一般向けの公衆衛生情報の発信も開始した。

本学では2012（平成24）年～2013（平成25）年に行った自己点検・評価から情報公開が不足していたことを省み、広報担当教員を複数名任命し、情報の公開頻度と内容の充実を図ってきた。本研究科の教職員及び修了生、在校生のみならず、社会一般の人々が本専門職学位課程の役割・特色を理解できるよう、本研究科の概要や専任教員、在校生や修了生に関する学内外の研究・教育活動や社会活動に関する情報をパンフレットやウェブサイト等を通じて積極的に公開している。2014（平成26）年より公式 SNS として Facebook を運用していたが、2019（令和元）年2月より Twitter の運用も開始し、従来の活動ではアプローチできなかったと考えられる対象者への情報提供も試みている。

2019（令和元）年度より在校生が広報ボランティアとして情報公開を含む広報活動に参画することで、公開情報の一層の充実を図るとともに、学生にとって情報発信の実践的な教育の場にもなっている。さらに、2019（令和元）年4月からは教職員、在校生、修了生を対象とした e-newsletter を発行し、内部での情報共有や相互のコミュニケーションの場としており、一部はウェブサイト上でも公開している。

2019（令和元）年度には社会のためにタイムリーに行動する組織として、災害時の情報提供および SNS やメーリングリストを通じて閲覧者に被災者への情報提供依頼を行った。

国際交流を促進するために、日本語のみならず英語でもタイムリーに情報をウェブサイトや Facebook 上で公開している。ハーバード特別講義や国際サマースクールなどのイベント時には、海外からの参加者を増やすために、視覚的に関心を惹くチラシを作成するなどの工夫も行っている。

情報公開の機会の充実を図るため、学校説明会を年2回実施し、希望者には個別に面談および授業参加できるように配慮している。また、研究科のイベント等については関連団体等のウェブサイトやメーリングリスト等を通じて周知するようにしている。

修了生の修了後の状況について系統的に情報公開できるよう、本学では点検・評価に基づき、修了生の修了時全員面談もしくはアンケートを行ってきた。また、修了生については、メーリングリストや同窓会を通じて系統的に意見交換する体制が整っており、修了生の活動等についてはウェブサイトや SNS 上で逐次公開している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「2020 年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科学生募集要項」
- ・添付資料 1-2：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科パンフレット」日本語版
- ・添付資料 1-3：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科パンフレット」英語版
- ・添付資料 2-1「2019 年度 帝京大学大学院履修要項」（IV-3）
- ・添付資料 8-2：「帝京大学大学院公衆衛生学研究科自己点検・評価報告書（平成30年）」
- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/index.html>

- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科公式 Facebook <https://www.facebook.com/teikyoSPH>
- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科公式 Twitter https://twitter.com/Teikyo_SPH

「8 点検・評価、情報公開」の点検・評価

（１）検討及び改善が必要な点

認証評価機関等からの指摘事項に対する対応策の検討を、年度末のみならず、研究科 FD にて継続的に検討していく必要がある。（評価の視点 8-3）

検討課題としては、事務員や事務補佐員の負荷を考慮し、教員が主に広報業務を行っており、逆に教員に負担がかかっている点が挙げられる。さらに、帝京大学本部広報課が管理するウェブサイトでの当研究科に関するページは教員が依頼しなければ更新されないなどの問題が生じており、さらに教員への負担となっている。また、教員が情報公開に関する業務に時間をかけざるを得ない点として、価格競争力やブランド力の高い他の国公立大学をはじめ、他の組織との競争の中で、魅力をアピールするために情報公開に注力せざるを得ない点が挙げられる。（評価の視点 8-9）

（２）改善のためのプラン

研究科 FD の年間計画設定の際に、「認証評価機関等からの指摘事項に対する対応策の検討」を適宜予定に設定する。また、必要に応じて検討委員会等を設置することも考慮する。（評価の視点 8-3）

広報業務に専従する事務員や事務補佐員の設置等を検討し、教員の負担を軽減する（評価の視点 8-9）

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価によって、本専門職学位課程は教育目的に応じた体制のもとで適正に運営されていることが確認できた。しかしながら、明らかとなった改善課題、改善策を継続的に検討し、取り組んでいくことで、「公衆衛生の専門知識・スキルと公衆衛生マインドを身につけ、公衆衛生現場で発生する諸課題に対して問題解決を実践する高度専門職業人を養成していく」教育組織としての発展向上を目指したい。

(2) 今後の改善方策、計画等について

本点検・評価を通して、2019（令和元）年度に設定した「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「ゴール」に基づき、本研究科の課題、改善策の検討を以下に列記する。定期的な FD を通して、以下の改善点について検討していく所存である。

No.	改善が必要な点	改善計画	関連する 評価の視点
1	ミッション、ビジョン、バリュー、ゴールの定期的な見直し。	定期的な FD での検討。	1-5
2	教育の現状・実態により即した単位の見直し。	定期的な FD での検討を行う。	2-7
3	理論と実務の架け橋を図る教育、課題研究の指導に関する学生評価検討。	教員バランスの検討も含めたサブグループ指導体制の改善・強化。	2-15
4	シラバスの変更や授業の急な変更等に対する周知のタイムラグ。	システムの改善を通じた、WEBシステムによるシラバス変更届の提出、および連動した学生へ通知。	2-25
5	授業の内容及び方法改善のための組織的な研修及び研究に対する外部アドバイザーからの定期的意見徴収。	アドバイザーボードの設置と、FD 等での定期的意見交換。	2-29
6	ローリング・アドミッション方式 (Rolling Admission) の導入による随時出願と速やかな選抜の実施に伴う、事前個別面談のスケジュール調整や随時出願に伴う対応について教員の負担。	実施方法等の工夫(分担表一覧作成等)による面談担当教員の負担軽減の検討。	4-4,8
7	対面での面談ができない志願者への遠隔面談を可能としたことの、明確な周知不足。	遠隔面談に関する情報の募集要項等に記載等による周知強化。	4-6
8	アカデミックアドバイザーと学生との面	定期的な学生の現状報告の徹底、	5-8

	談の確保。	教員間での共有。	
9	専任教員の授業担当時間についての業務負担の格差。	他学部等の担当講義、委員会業務等を含めた業務全体の状況把握、調整による負担軽減。	6・10
10	事務管理部門の負担の大きさ。	事務部門の人員増等による負担軽減の検討。	7・8
11	認証評価機関等からの指摘事項に対する対応策の検討の、FDにおける継続的な検討の必要性。	FDの年間計画における「認証評価機関等からの指摘事項に対する対応策の検討」の設定と、検討委員会等の適宜設置。	8・3
12	広報業務を担当する教員の負担大。	広報業務に専従する事務員や事務補佐員の設置検討による、教員の負担軽減。	8・9

以上